

## 平成28年第2回長南町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成28年6月15日(水曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)  
日程第 3 会期決定の件  
日程第 4 諸般の報告  
日程第 5 議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算(第1号)について(継続審査・委員長報告)  
日程第 6 諸般の報告  
日程第 7 行政報告  
日程第 8 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願  
日程第 9 請願第2号 「国における平成29(2017)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する  
請願  
日程第10 議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第11 議案第2号 財産の取得について  
日程第12 議案第3号 平成28年度長南町一般会計補正予算(第2号)について  
日程第13 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第14 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

### 出席議員(13名)

1番	岩瀬康陽君	2番	御園生明君
3番	松野唱平君	4番	河野康二郎君
5番	森川剛典君	6番	大倉正幸君
7番	板倉正勝君	8番	左一郎君
9番	加藤喜男君	10番	仁茂田健一君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
14番	松崎剛忠君		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	副	町	長	麻	生	由	雄	君							
教	育	長	小	高	憲	二	君	会	計	管	理	者	常	泉	秀	雄	君				
総	務	課	長	田	邊	功	一	君	企	画	政	策	課	長	田	中	英	司	君		
財	政	課	長	土	橋	博	美	君	税	務	住	民	課	長	仁	茂	田	宏	子	君	
保	健	福	祉	課	長	荒	井	清	志	君	産	業	振	興	課	長	岩	崎	彰	君	
農	地	保	全	課	長	松	坂	和	俊	君	建	設	環	境	課	長	唐	鎌	伸	康	君
ガ	ス	課	長	大	杉	孝	君	学	校	教	育	課	長	永	野	真	仁	君			
学	校	教	育	課	主	幹	浅	生	博	之	君	給	食	所	長	中	村	義	貞	君	
生	涯	学	習	課	長	岩	崎	利	之	君											

---

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	大	塚	孝	一	書	記	鈴	木	直	幸
書	記	片	岡	勤									

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成28年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時35分）

---

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 松野唱平君

4番 河野康二郎君

を指名します。

---

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、大倉正幸君。

〔議会運営委員長 大倉正幸君登壇〕

○議会運営委員長（大倉正幸君） おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る6月7日に委員会を開催し、平成28年第2回定例会の議会運営について協議・検討をいたしました。

本日付で学校誘致特別委員長から、平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてに係る学校誘致特別委員会審査報告書が提出され、委員長から報告が行われます。

また、本定例会に付議される事件は、条例の一部改正1件、補正予算1件、財産の取得1件、同意1件の計4議案が提出されているほか、請願2件、選挙管理委員及び補充員の選挙が議題とされ、一般質問を5人の議員が行うことになっています。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日15日から17日の3日間とすることに決定いたしました。

なお、選挙管理委員及び補充員の選挙は指名推選とすることが適当であるとの結論に至りました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成28年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（板倉正勝君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日15日から17日までの3日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日15日から17日までの3日間と決定しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、学校誘致特別委員長、左 一郎君から学校誘致特別委員会審査報告書の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第5、議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

学校誘致特別委員長、左 一郎君。

〔学校誘致特別委員長 左 一郎君登壇〕

○学校誘致特別委員長（左 一郎君） ご指名をいただきましたので、学校誘致特別委員会の報告をいたします。

本特別委員会に付託されました平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての審査の経過並びに結果について報告いたします。

本委員会は、4月18日開会の第1回臨時議会において設置されると同時に、平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての付託を受け、4月18日に第1回目の委員会を開催し、委員長に私、左 一郎、副委員長には仁茂田健一委員が選出されました。

付議案件の審査は、詳細かつ慎重な審査が必要なため、継続審査を要すると委員会で決定し、議長に対し継続審査の申し出を行い、議会の承認を得、継続審査とされたところであります。

第2回目の委員会を去る4月27日に開催し、執行部から町長、副町長、教育長及び所管課長等の出席を求め、本議案についての質疑、討論を行い、討論では反対意見を4人の委員が行い、賛成意見は2人の委員が行いました。

討論の後、本案に対する採決を行い、その結果、本案は賛成2の反対9で、賛成少数の否決となりました。  
また、本日、6月15日に第3回目の委員会を開き、これまでの審査の経過と結果についての報告を先ほど行ったところであります。

以上、審査の経過と結果を申し上げ、学校誘致特別委員会の報告といたします。

平成28年6月15日、学校誘致特別委員長、左 一郎。

○議長（板倉正勝君） これで委員長報告は終わりました。

お諮りします。

本特別委員会は、議長の私を除く全議員が委員となり審査が行われました。よって、ただいまの委員長報告に対する質疑並びに本案についての討論は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告に対する質疑並びに本案についての討論は省略することに決定しました。

これから、議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決すべきとするものです。

したがって、原案について採決します。

議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立なしです。

議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）……

〔「議長、この件に関して休憩」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 暫時休憩します。10時に再開します。

（午前 9時47分）

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時00分）

---

○議長（板倉正勝君） 元から始めますので。

これから、議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、否決すべきとするものです。

したがって、原案について採決します。

議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立少数です。

議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）については、否決されました。

暫時休憩します。再開は10時15分を予定しております。

（午前10時03分）

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第6、諸般の報告をします。

本日、町長から議案3件、同意1件の送付があり、これを受理しました。

なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

次に、本日まで受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成28年3月分、4月分の例月出納検査結果、地方自治法施行令第146条第2項の規定による平成27年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告並びに議長が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（板倉正勝君） 日程第7、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 行政報告をいたします。

まず、「町長と語る会」の開催についてでございます。

既に広報等によりご案内させていただいておりますが、今月20日から23日の4日間にわたり、4小学校の体育館を会場とし、午後7時から、町民の皆さんと直接触れ合う場とする「町長と語る会」を開催いたします。初めての取り組みとなりますが、今後の町政運営に役立てられればと考えております。

次に、長南西部工業団地用地の本町への無償譲渡についてでございます。

長南西部工業団地用地につきましては、ご案内のとおり千葉県企業庁と協議を進めてまいりましたが、協議も終え、本年3月25日付で土地譲渡契約を締結いたしました。企業庁からの引き渡しは3月31日で、所有権移転登記につきましては4月14日付で完了いたしました。

譲与された土地に関しましては、山内・水沼地区にまたがる未買収地を除く山林・原野等の446筆で、面積は54万737.48平米でございます。また、譲与後の適正な用地管理を実施するため2,000万円の負担をお願いし、

いただいたところでございます。

最後に、タイケン学園についてでございます。

ただいま学校誘致特別委員会の報告があり、平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）の採決が行われ、正式に廃案となりました。このことによって次への進展が望めないこととなりましたので、学校誘致に関する議論はこれをもって終結とさせていただきたいと考えております。執行部の不手際により、議会並びに町民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、心からお詫び申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで行政報告は終わりました。

---

#### ◎請願第1号、請願第2号の上程、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第8、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採決に関する請願並びに日程第9、請願第2号 「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採決に関する請願を一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号並びに請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号並びに請願第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採決に関する請願について、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採決に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

請願第1号については、採決することに決定しました。

これから、請願第2号 「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採決に関する請願について、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号 「国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採択します。

この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

請願第2号については、採択することに決定しました。

---

### ◎議案第1号～同意第1号の上程、説明

○議長（板倉正勝君） 日程第10、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第13、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から同意第1号まで、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、平成28年度の税制改正の中で検討され、平成28年1月29日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 財産の取得についてでございますが、本案は、防災行政無線戸別受信機を毎戸に配布することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第3号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正予算につきましては、総務費では、マイナンバー制度に伴うシステム連携の経費及びふるさと納税関連経費並びに税等還付金の追加を、民生費では子育て交流館の修繕料及び工事費の追加を、衛生費では有資格者の退職に伴う臨時職員等の人件費の追加を、農林水産業費では、電気柵設置申し込みの増加に伴う鳥獣被害防止対策協議会補助金の追加をそれぞれお願いするものでございます。

財源につきましては、寄附金及び繰越金を充当し、歳入歳出それぞれに1,942万5,000円を追加し、予算の総額を47億2,442万5,000円にするものでございます。

最後に、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案は、現委員の田中 彰氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、新たに田邊順一氏を適任者として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、田中 彰氏には、5期15年間、固定資産評価審査委員会委員として町発展にご尽力をいただきました。

心から感謝申し上げる次第でございます。

以上、議案第1号から同意第1号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

〔税務住民課長 仁茂田宏子君登壇〕

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第1号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年6月15日提出。長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、参考資料を中心に説明をさせていただきます。

参考資料3ページの新旧対照表をお開きいただきたいと存じます。

今回の改正は2点となります。1点目は課税限度額の引き上げでございまして、第2条及び第21条関係の改正をお願いするものでございます。2点目は、軽減措置についての軽減判定所得の見直しでございまして、第21条関係の改正をお願いするものでございます。

それでは、参考資料1ページにお戻りいただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、平成28年度税制改正大綱におきまして、国民健康保険税の課税限度額の引き上げとともに、国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正する国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第33号）が平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、1点目の課税限度額の引き上げでは、基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分の限度額超過世帯割合のバランスを考慮いたしまして、基礎課税額に係る課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円から19万円に改正をさせていただくものでございます。この改正により影響を受ける世帯は、4月末現在の1,536世帯のうち29世帯であり、全体の加入世帯の1.8%となります。

次に、2点目の軽減範囲の拡大でございます。

国民健康保険税は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の応益割額と所得割額の応能割額の合計によって課税をしておりますが、国民健康保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するために、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割額部分を原則として7割、5割、2割軽減する措置が講じられております。こうした低所得者に対する軽減措置の拡大によりまして、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗すべき金額を、5割軽減では26万円を26万5,000円に、2割軽減では47万円を48万円に改正させていただくものでございます。この改正による軽減世帯は、4月末現在の1,536世帯のうち834世帯が対象となり、全体の加

入世帯の54.3%となります。

施行の日は公布の日からとし、適用は平成28年4月1日でございます。

なお、平成27年度以前分につきましては、従前のおりとさせていただきます。

また、6月1日開催の長南町国民健康保険運営協議会におきましてご承認をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

総務課長、田邊功一君。

〔総務課長 田邊功一君登壇〕

○総務課長（田邊功一君） 早速、議案第2号 財産の取得につきまして内容の説明をさせていただきます。

議案書の3ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、防災行政無線の経緯につきまして若干触れさせていただきますと、平成3年にアナログ式ではございますが防災行政無線の運用開始を行い、今年で25年になります。施設の老朽化はもちろんのこと、平成34年11月をもってアナログ波が終了することに伴い、町のほうでは、平成20年度から庁舎内の親卓、操作盤に当たりますけれども、これをデジタル兼用のものに入れかえ、以降、平成24年度には野見金の中継局、平成26年度、平成27年度にかけ、それぞれ子局の改修等を行ってきたところでございまして、本年度は各家庭の戸別受信機の交換を行うものでございます。

そこで、今回の議会に財産取得としてお願いするものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

平成28年6月15日提出。長南町長、平野貞夫。

取得する財産でございますけれども、防災行政無線戸別受信機2,800台でございまして、取得金額は9,676万8,000円でございます。この金額には消費税を含んだ価格となっております。

取得の相手方でございますが、千葉県千葉市中央区都町1254番地6、スイス通信システム株式会社代表取締役、平野恒次でございまして、取得方法は随意契約でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜り、ご可決くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第3号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

議案第3号 平成28年度長南町一般会計補正予算(第2号)について。

平成28年度長南町一般会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成28年6月15日提出。長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成28年度長南町一般会計補正予算(第2号)でございます。

平成28年度長南町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,942万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,442万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします、

まず歳入でございますが、本補正予算につきましては、14款の特定財源でございます国庫支出金21万6,000円は、当初予算で保健衛生費のパソコンシステム改修委託料が計上されておりました、今回、その一部が国庫補助対象となることから、社会保障・税番号システム整備費補助金として追加をお願いするものでございます。

17款1項2目ふるさと納税寄附金は、インターネットでの申し込み導入に伴いまして、利便性の向上から増額を見込んで追加をお願いするものでございます。

19款繰越金は、一般財源となりますが、前年度繰越金1,420万9,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

まず2款総務費でございますが、1項総務管理費、1目一般管理費では、マイナンバー制度に伴う連携システム導入に伴います使用料として165万3,000円を、3目財政管理費では、9月からの利用予定でありますふるさと納税のインターネットによる申し込み、またクレジット決済導入に伴いまして増加を見込んで、その関連経費として、8節報償費では返礼品であるゴルフ場利用券の追加、11節では、需用費ですけれども、米の返礼品の箱の作成等経費、13節では、委託料ですが、ふるさと納税代行業務委託料、14節では、インターネットによる申し込み及びクレジット決済導入に伴う手数料、合わせて572万7,000円の追加をしようとするものです。その他の特定財源につきましては、ふるさと納税寄附金を充当させていただいております。

14目諸費では、税還付金250万円を追加するものです。

3款民生費でございますが、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、子育て交流館の修繕料及び工事費として58万2,000円の追加をするものでございます。

次に、4款衛生費でございますが、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、また2目予防費、3目母子保健費では、主に有資格者の退職に伴う臨時職員等の確保のための人件費として746万3,000円を追加するものです。

5款の農林水産業費でございますが、1項農業費、3目農業振興費では、イノシシの電気柵、町単独分になりますが、この申請の増加に伴いまして、鳥獣被害防止対策協議会への補助金150万円を追加するものでござ

います。

以上、議案第3号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から同意第1号までの説明は終わりました。

お諮りします。

日程第10、議案第1号から日程第13、同意第1号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第1号から日程第13、同意第1号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定しました。

---

#### ◎一般質問

○議長（板倉正勝君） 日程第14、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は5人です。質問順位は通告順に1番から5番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁は自席で答弁します。制限時間は原則1人1時間以内とします。

通告順に発言を許します。

---

#### ◇ 和田和夫君

○議長（板倉正勝君） 初めに、12番、和田和夫君。

〔12番 和田和夫君質問席〕

○12番（和田和夫君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。日本共産党の和田和夫でございます。

最初に、子供の教育費についてお伺いをいたします。

社会問題となっている子供の貧困と格差解消は緊急課題です。全ての子供がひとしく教育を受ける権利を有するとした学校教育法の精神から、教育援助費は、小・中学生の子供のいる家庭で経済的に困難があるとき、学校に係る費用を支給する制度です。

今、貧困と格差が進み、就学援助率は伸びる一方です。内閣府の発表によれば、平成24年度は約150万人が受給し、率にして15.64%です。本当に子供の貧困問題は深刻です。長南町は、小学生が15人、中学生が7人

援助を受けております。全国平均よりは低い補助率です。就学援助の役割を十分に発揮することがますます求められております。

この就学援助費には、学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、また校外活動費、修学旅行費、医療費、給食費などがあります。新入学児童・生徒学用品費について、支給の時期が7月と入学して3カ月もたってからです。支給を受けている方に入学前の3月に先行して支給し、立てかえをしなくてもよいように、親の負担を軽減するために支給時期を早めるように求めるものです。

一度に多額の費用を用意するのは大変です。費用の一部であっても入学準備金の先行支給は心強いものと考えます。いかがでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） お答え申し上げます。

現在、就学援助者の認定申請は、保護者が毎年度ごとに学校長を経由して教育委員会に提出し、教育委員会議で認定の可否を審議して申請者に通知いたします。そのため、認定は申請があった日の翌月1日をその日としております。

ご質問の趣旨は、新入学1年生の学用品費支給を入学前の2月から3月に早めるようにとのことですが、現状では早くても5月からの支給になってしまいます。現在、就学援助の認定や支給の事務を就学の実事認定後に行っておりますが、これは公金の確実な支給と本システムの実効性を高めるためであり、早期支給の開始には、支給に伴い予想される課題等を検討する必要がありますので、子供の実態や社会状況等もあわせて情報収集する中で、今後研究していくべき課題かと考えております。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 就学援助費を前倒しし、2016年3月から実施をしたのが愛知県の知立市、福岡県の日田市などです。東京の板橋区、福岡市、新潟市、青森市では以前から実施しています。愛知県知立市は、小学生は市役所の学校教育課、中学生は在学する学校へ申し込んで、認められれば3月に支給しています。福岡市は、入学準備金の入学前支給を受けたときは返還をしていただくこととなりますので、該当する可能性がある場合は申請を行わないでくださいと明示してあります。また、石川県の白山市でも同様に、転居した場合の返還などを想定して行っております。このように、お知らせで事前に対応すればいいのではないのでしょうか。

また、郡内の動向ですが、白子町は、3月定例会で町長は、現在の要綱を見直しし、早い段階に支給できるようにすると答弁をしております。長生村は6月定例会の中で、今後早い段階で支払いができるように、要綱の改正について検討すると答えておりますが、どうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 就学援助の認定に伴う課題等でございますが、認定されなかった場合の返金等の問題がございます。こういう問題が幾つか、今後この問題に対してはクリアしなくてはいけない課題になるかなというふうに思うわけですが、現時点の要綱では、慎重な手続をとっておるということでございます。認定対象、申請、認定、支給、全て学校長を経由してとかというような形で、確実性を期すという意味での要綱になって

いると思います。これはある種、公金の支出、公的扶助の確実性をというようなことになるのかというふうに思いますが、今後、この問題につきましては、子供の家庭状況等を把握して対応していく問題なのかなというふうに思います。

ただ、先ほどお話いただきました先進地の事例等もあるということでございますので、そこら辺の状況も今後把握する中で、いろいろ課題等も見えてくるとと思いますので、総合的に勘案して、今後、必要に応じて検討していきたいというふうに考えております。

よろしくをお願いします。

○議長（板倉正勝君） ちょっと待ってください。森川君、電話は外へ行ってきて。ちょっとまずいね、これ。和田さん、ちょっとお待ちください。

傍聴席の人へ、申しわけございません。議員で少しおかしなことをやりましたので申しわけございません。今度からこのようなことがないようにしますので、傍聴席の人たちも、携帯電話のことについてはきちっと電源を切っていただきたいと思います。失礼な議員がいて申しわけございませんでした。2回目だからね。

続けたいと思います。

和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 文科省の小松親次郎初等中等教育局長は、5月24日の参議院文教科学委員会で、日本共産党の田村智子議員の質問に答えて、児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知をしているが、市町村に引き続き働きかけていくと述べています。この教育局長の言っているとおり、何かしらの通達は町に届いているのでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 現時点では、まだそのような通達については存じておりません。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次の質問に進みます。

もう一つは、就学援助費の単価を引き上げるように政府へ要請を行うように求めるものです。中学校へ入学するには、新しい制服やジャージとワイシャツが複数、また自転車などで、10万円近くかかっているのに支給されるのは2万2,900円、3割にも満たない金額です。この単価の引き上げを国に対して求めるようにしていただきたいのですが、どうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 町独自としての対応については、現時点では考えておりませんが、また今後、関係機関等との連携によって、そういうものがあるということであれば対応していきたいというふうに考えております。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に、少子化対策の一環として、小・中学生の保護者の負担を軽減する目的で今実施をされている教育費負担の軽減を、長南町は小学生4,000円、中学生5,000円を補助しております。この制度は

県内でも少なく、保護者からも大変喜ばれております。この制度で補助を開始してどれぐらいいたっているのでしょうか。また、増額を検討する考えについてお伺いいたします。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） お答え申し上げます。

本事業は、児童・生徒の教育費の一部を補助することにより保護者の負担軽減を図るものでございますが、他市町村にはない本町の誇りとする子育て支援事業でございます。開始は平成13年4月1日からであります。

これまでの実績報告によりますと、小学生の年間教材費は平均1万4,000円程度、中学生は1万8,000円程度となっております。使用する教材により年度ごとに多少金額の違いがありますが、各学校とも昨今の経済状況や家庭環境を考慮し、教師自作の教材の活用や継続的に使用できる教材の購入、また、月ごとの集金額の均等化を図るなどにより、できるだけ保護者の負担を抑えるように努力しているというふうに理解しておりますので、いましばらく現状で様子を見ていきたいというふうに考えております。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 平成13年ですからもう15年になりますね。教育の町を掲げる長南町ですから、この教育費の負担軽減をもう少し充実させて、本当に教育の町にしていくべきではないかと考えますけれども、どうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） この質問については、教材費負担軽減費を増額というふうにお聞きしておりますが、金額を上げるということも一つの考え方であるかというふうに思います。

ただ、本町の状況を見ますと、子供たちにきらり輝く授業、あるいは交通費、ヘルメット等の補助あるいは教育負担特別交付金のもの、あるいは町バスの優先的な使用、ありとあらゆる面で、他市町村に比べて私は大変優遇された教育環境にあるんじゃないかというふうに考えております。そういう意味で、ここの部分の啓蒙を図る中で、いま少しこの充実を各学校に期していきたいというふうに考えております。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今言っていた教育費の負担の軽減は、町がもっとPRをしていくことの必要性を強調したいと思います。

次の質問に移ります。震災対策についてです。

甚大な被害をもたらした熊本地震発生から2カ月が過ぎました。とうとい命を奪った激震は、多くの家屋や事業所を損壊し、おさまらない揺れの中、被害者は車中泊などで不安な夜を過ごしております。

最初に、業務継続計画についてお伺いをいたします。

まず、本震、余震と続いた場合の防災拠点となる役場の耐震性はどうでしょうか。また、倒壊家屋の応急危険度判定にかかる職員は何名おるでしょうか。

また、地震発生するとき、罹災証明書の発行などで行政業務が急増するため、本庁舎が全半壊した場合の業務継続計画、BCPの策定はどうでしょうか。業務継続計画とは、大規模災害でも業務が続けられるように、庁

舎の代替施設や職員の体制をあらかじめ決めておく計画で、2007年以降、内閣府が中央省庁に策定を呼びかけて、2010年から地方自治体も策定を推奨している計画です。読売新聞の調査では、業務継続計画は65%が策定をされておりました。業務継続計画は策定されておるのでしょうか。また、今回の熊本地震を教訓に防災計画の見直しはどのようにしますか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、1点目の震災対策の中につきましては詳細に4点ほどございます。まず1点目から答弁をさせていただきます。

ご質問の業務継続計画における役場の耐震性でございますが、本庁舎につきましては、昭和47年建築の旧耐震構造であることから、平成22年度に耐震診断をいたしました。結果といたしまして、耐震の指標を示す数値、新基準値ではI s値が0.6以上で、震度6強から震度7に耐えられるような耐震構造とされていますが、本庁舎のI s値は0.3未満の箇所もあり、震度6強程度の揺れで倒壊や崩落の危険性があるというものでございました。分館については、新耐震基準に基づき平成5年に建築したものでございます。

なお、平成26年第1回定例会の一般質問において、当面は統合校の建設を優先させていただきたいと町長のほうから答弁がございました。また、平成27年12月定例会でも同様に、統合小学校建設事業やその他関連事業及び地方創生総合戦略における各種事業並びに継続事業等との調整を図る中で、計画的に実施してまいりたいということで答弁をさせていただいてございますので、今後もそういったことで検討をさせていただきたいと思っております。

次に、応急危険度判定に係る職員は何名いるのかということでございますが、現在、町の職員数は126名でございまして、町の人口が減少するものの、多様な住民サービスが増加傾向にもかかわらず、職員数を減じ、広範囲にわたり執務をしております。規模が大きい市レベルになりますと、建築士の知識、資格がある者に対し、応急危険度判定士の資格取得のために講習を受けさせている自治体もあると聞いておりますが、本町では限られた職員数でございまして、応急危険度判定士の育成までは考えておりません。しかしながら、災害時には、県等の上部団体に要請をいたしまして、社団法人千葉県建築士会あるいは社団法人千葉県建築士事務所協会などの応急危険度判定の有資格者に依頼をいたしまして、対応していきたいと考えております。

次に、業務継続計画、BCPは策定しているのかとのご質問でございますが、和田議員さん言われましたように、内閣府では昨年度、地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きの見直しを行い、市町村のための業務継続計画ガイドを作成しました。人口が1万人に満たないような小規模な市町村であっても、このガイドを積極的に活用し、業務継続体制を一層強化されるよう通知がございました。この計画書は、地域防災計画等を補完し、自治体自身が被災し、資源の制約が伴う条件下においても非常時優先業務を確保するものとなっております。

町では、この業務継続計画書は策定しておりませんが、特に業務継続に必須6要素、1つ目が首長不在時の代行順位及び職員の参集体制、2つ目が本庁舎が使用できない場合の代行庁舎、3つ目が電気・水・食料の確保、4つ目が通信手段の確保、5つ目が重要な行政データのバックアップ、6つ目が非常時優先業務の

整理、こういったものの一部は地域防災計画に位置づけられておりまして、定めていないものについては順次整理をしたいと考えております。

次に、熊本地震を教訓に防災計画の見直しはどうするのかというご質問でございますが、平成27年度に地域防災計画の見直しをいたしました。この見直しは、東日本大震災により災害対策基本法など大幅に改正され、これを受けまして千葉県地域防災計画が見直しされ、本町も県の地域防災計画などと整合性を保持しつつ見直しを行ってまいりました。今後も、国において法律改正などがあれば、従前の例によって修正をしてまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○1 2番（和田和夫君） 役場の耐震性のことなんですけれども、小学校の建設を先にして、これからということなんですけれども、積み立てて、それがやっぱり新築か建てかえか、今ある部分にどうしていくかというのが、積み立てていかなきゃいけないんですけれども、大体どれくらいかかると考えて、何年ぐらいでいこうとしておりますか。

それから、応急危険度判定士の職員はおらないということでしたけれども、全国では平成27年3月末で10万6,123名、また千葉県で4,274名おります。行政だけではなくて、建築士の方にこの支援をしていくために援助していくという考えはないでしょうか、お答えください。

それから、業務継続計画は策定をして、非常時に備えてもらいたいと思います。

それから、地域防災計画の見直しは、改善されてきた部分もあるんですが、今度の熊本の震災を教訓にして見直すべき点があるのではないかと思います、お答えください。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） まず初めの質問で、基金を積み立てし、金額はどのくらいかかるかということでございますけれども、積み立てにつきましては、今後、予算等で、可能であれば積み立てはしていきたいと思っております。金額についてはまだ未定でございます。

金額はどのくらいかかるかということで、前回、新築した場合と補強した場合の金額を概算で示させていただいてございますけれども、新築等の場合は数億円、一宮町あたりでもやはり七、八億円かかっていると思います。これはあくまでも一宮町は庁舎でありまして、うちのほうは分館もございますし、これを現在の人口割等で実施しますので、これもまだ、もちろん基本設計等も入っておりませんので、その金額は若干未定ではないかなと思います。いろいろリース等もありますので、今後、そういったものもいずれは検討していかなくてはいけないかなとは思っています。ですので、今のところ金額等も未定ではございます。

また、耐震補強の場合も、前回、やはり3億とかという金額は出ていますけれども、今後、防災拠点になりますと、それ以上の補強がまた必要になってくることも考えられますので、今のところは、ちょっと金額はまだ未定であるということで、お願いをしたいと思います。

それから、次の建築士への援助でございますけれども、この関係につきましては、あくまでも職員が資格を

得る場合には、その受講料等について補助することも考えられますけれども、今の段階で民間の方への援助というものまでは考えてはおりません。ご理解をいただきたいと思えます。

それから最後に、熊本地震のような大規模災害があったときの対応なんですけれども、今回、地域防災計画の見直しを確かに行いました。これにあわせて、地震があった直後に、職員が何をするのか初動体制マニュアルも作成してまいりましたので、それに沿った形で速やかな対応を図っていきたいというように考えております。

まとめませんけれども、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に、災害時の物質拠点と支援物資を届ける体制についてお尋ねをします。

地域防災計画などで事前に支援物資の集積拠点を決めておく必要があります。ここの拠点というのは決まっておりますか。また、支援物資が滞り、避難者に届くのが遅れた例もあります。届けられる体制がつくられておりますか。関西大学の山崎教授は、集積拠点の目的は、末端までの避難所へ円滑に届けること、拠点の建物が潰されたり、道路が塞がれたりする大規模な地震まで想定して準備する必要があるとお話をしておりますけれども、どうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 支援物資の集積拠点を決めておく必要があるが、決まっているのかということでございますけれども、支援物資の集積拠点でございますが、地域防災計画におきまして、産業振興班、農地保全班が救援物資の集積場所である長南中学校体育館を開設いたしまして、ボランティア等の協力を得ながら仕分け作業を行い、各避難所に配分するような計画でございます。また、救援物資が大量に集積するような場合は、物流事業者等にも管理、搬送等を要請してまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 集積の場所は1カ所でなくて、少なくとも現在の小学校単位まで考えておく必要があると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 今申し上げましたように地域防災計画で定めておりますので、今後、いろいろ協議をする中で、この辺が必要だということになれば、また地域防災計画の修正だとかはしていきたいと思えます。当然、その見直しに当たっては、小学校が避難所になっておる関係から、避難所にあわせてその物資を仕分けするスペース、こういったものもあるかどうか、そういったものも協議内容になると思えますけれども、いずれにしても防災会議なんかで協議をしていく必要があると思えます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 3点目の被災者のための公的支援についてです。

被災者の仮設住宅の建設はどうしますか。また、被災希望者が全員入居できる仮設住宅の建設計画、住宅補修のための相談制度はつくられておりますか。

被災者証明書は、被災者の生活再建に直結し、全壊や半壊と認定され、大規模半壊は、被災者生活支援金として応急修理とは別に250万円受け取れます。しかし、半壊は原則として支援金が支給されません。国に対して増額を求めるようにしてほしいと思いますが、どうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 公的支援のうち仮設住宅の建設でございますけれども、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、住宅が全壊、居住する住宅がない人、また自らの資力で住宅を確保できない人などは、避難所等において仮設住宅入居申し込み受け付けを行いまして、町営野球場、ゲートボール場、旧坂本青年館等公共用地を優先に確保し、ライフライン、交通等の利便性を確保し建設してまいります。また、不足が生じる場合は、民有地確保にも努めてまいりたいと存じます。

次に、被災者生活再建支援金の増額要望についてでございますが、国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の災害への備えとして、被災者の総合的な生活支援のあり方に関する検討を行うこととし、被災地関係者へのヒアリングを実施しながら検討を重ねてきたところでございます。特に、支援金のあり方に検討内容を取りまとめ、整理され、全国知事会からの要望を踏まえ、東日本大震災に限り、国の補助率を50%から80%に引き上げる特別措置が講じられております。

したがって、1自治体単独による要望活動もよいかもしれませんが、適宜適切な時期に長生郡あるいは千葉県町村会、こういったところの団体と一緒に、他の団体と要望活動を実施していく方法をとってまいりたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 1つは公的な支援ですけれども、町村会を通じて上げていくということなんですけれども、それはぜひやってもらいたいですよね。被災者生活支援金300万円ですけれども、それだけでは、住宅の再建どころか解体の費用で消えてしまいます。自治体独自で解体や再建の費用を支援することをあわせて支援法を抜本的に改正し、被災者の暮らしが取り戻せるように声を上げていってほしいと思います。

それから、4つ目のことです。車中泊とプライバシーの関係なんですけれども、避難所において、間仕切りや更衣所などの対策は、被災者の実態に即してプライバシー対策が必要になります。その対策はどうでしょうか、お答えください。

熊本地震では、再び大きな地震が起きるのではないかと不安や、余震が続いて自宅で寝るのが不安なので、車中泊をする方が大変いました。車中泊によるエコノミー症候群への対策は立てられていますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） それでは、4点目でございますけれども、最近の東日本大震災や熊本地震において、避難所の様子は新聞、テレビ等で報道され、体育館を簡易な間仕切りを行い、カーテン等で遮断しているのを

目にしております。わずかなスペースでもカーテン等で間仕切りされるとプライバシーが保護され、住民の方も安堵されると思います。

町の地域防災計画においても、被災者のプライバシー及び安全確保に努めるとともに、要配慮者や女性への配慮に努めるよう定めています。間仕切り資材等につきましては、町に在庫は多少ございますが、保管、維持管理にはスペースを広く完備された施設が必要となります。現実的に全てに対応することは非常に難しい面がございますが、緊急用資材の提供を県やボランティア団体、そういったところに要請をして対応してまいりたいと考えております。

また、エコノミー症候群等の予防については、軽自動車など窮屈な体勢で車中に長時間滞在しないよう、チラシの配布や保健師等による指導、カウンセリング等、メンタルケアを、長生健康福祉センターと連携し、実施してまいりたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 車中泊の対策について聞きましたけれども、そのことで、今、防災訓練等がありますけれども、そういう経験からして、これからも年に1回ぐらいは、聞き取るための訓練というんですか、そういうのをやってみてはどうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 防災の関係につきましては、今までも、計画の見直しであるとか一般質問の際にいろいろ出ておまして、例えばAEDの取り扱い、それから、本町においては、土砂崩れなんかもあった際には立木や倒木、これの伐採であったりとか、そういった話もいただいております。

また、現実的に避難された方向もどうかというようなことも、議員さんですとか一般の方からも伺っているところでありまして、今年は、いろいろこれから考えていくわけですけれども、そういった利便性も、これから住民の声を聞く中で、限られた時間内の防災訓練になりますから、可能であるものはこれからもまた取り入れていきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） ありがとうございます。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで、12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開につきましては11時40分を予定しております。

(午前11時32分)

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時40分)

---

◇ 加藤喜男君

○議長（板倉正勝君） 次に、9番、加藤喜男君。

〔9番 加藤喜男君質問席〕

○9番（加藤喜男君） 9番の加藤喜男でございます。議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

その前に、先ほど町長から行政報告で、タイケン学園誘致の件についての報告がございました。本件につきましては、昨年末、町長から初めてお聞きをし、2月末に、本町、タイケン学園、茂原長生広域圏創生株式会社の産官学の協定を結んだとの報告がありました。このため議員有志は、この誘致が本当に本町の活性化につながるのか、費用対効果はどうか、また、開示されました産官学協定書を詳細に検討した結果、この誘致はタイケン学園、茂原長生広域圏創生株式会社にほとんどのリスクがなく……

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君に申し上げます。ただいまの発言は議題の範囲を超えておりますので、注意いたします。本題に戻ってください。

○9番（加藤喜男君） もうちょっとお願いします。

○議長（板倉正勝君） だめですよ。

○9番（加藤喜男君） だめですか。

○議長（板倉正勝君） はい。

○9番（加藤喜男君） 今後、議会も全員協議会や議員懇談会を開いて、廃校活用問題をいろいろ知恵を絞っていかなければならないと思っております。

それでは質問に入ります。

今回は、前教育長にも一度お聞きをしている学校でのいじめ、不登校に関すること、また、街中、これは役場から下の商店街のことですが、飲食場所についての2件についてのご質問をさせていただきます。

ところで、先月の28日に農村環境改善センターで統合小学校の説明会があり、参加をさせていただきました。この中で、長南町が目指す教育について教育長からお話を承りました。

詳細につきましては、また別の機会に説明をしていただけるようですが、故郷から世界にはばたく教育の推進、故郷意識を育てる教育の推進、活力ある町づくりへの教育の推進という3つの施策について話されました。遠大な施策ではありますが、1つ目の施策中で、確かな学力の確実な定着を図る教育を進めると話されました。

小・中学校は義務教育ですから、保護者は9年間の教育を受けさせなければなりませんし、国や地方公共団体は教育の場を確保しなければなりません。この9年間に教えずなくてはならない内容については、文科省が各教科で教える内容を定めた学習指導要領によるわけですが、小中一貫のほうが弾力的な教育課程が編成でき、習熟度の上昇にもつながると考えるわけですから、教育の町を目指して小中一貫教育の十分なる検証を行っていただきたいと思っております。

学校教育でどのような人間を育てるかですが、その根本には、立派な日本人、また、飯が食える大人に育てることが必要と思っております。立派な日本人の定義については、明治23年の教育勅語の12の徳目であると思っておりますが、自分で飯が食える大人にすることは最も重要な教育であると思っております。飯が食える大人の定義ですが、自分で働いて食っていて、自立して幸せに生きていけることということです。そのために学校教育がどのようにあるべきかではないかと思っております。

不登校になる一因として、いじめも考えられますが、学力の不足もあると思います。勉強についていけないケースですが、そこで、学校としては最も取り組むべきことは、日本語もまだおぼつかない子供らに小学校から英語を教えることでもなく、パソコンでもなく、計算と漢字、すなわち読み書きそろばんではないかと思います。この読み書きそろばんでつまずくと、坂道を転がるように勉強が嫌になって、不登校につながることもあるのではないのでしょうか。字が読めないことは全ての教科書が理解できないことであり、字が読めれば、反対に先生がいなくてもいいと言っても過言ではないと思います。

現在、漢字検定に取り組んでいることは前回も聞いており、すばらしいことであると思いますが、また、詳しい内容、実施状況については次回でもお聞きしたいと思います。

先日あることを耳にしました。本当かうそかわかりませんが、本町の中学生に算数の九九ができない生徒がいるということを知ることがございます。本当とすればゆゆしき問題だと思います。小学校にしっかりしてもらう必要があると思いますが、インドでは小学校1年生から2桁の九九を習得させるようです。読み書きそろばんは全ての道に通じますので、落ちこぼれを出さないように、よろしく願いをいたしたいと思います。

そこでお聞きしますが、文科省では毎年、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施しており、暴力行為、いじめ、不登校等を調査しており、新聞に載ることもあります。千葉県はいじめ、不登校は全国でも上位ということが新聞に載っておりました。県・国への報告をした最近の状況、近況についてお聞かせいただければ幸いです。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） お答え申し上げます。

現状でございますが、集団のあるところでは必ずいじめがあるものと認識して、細心の注意で対応しております。現在、重大事態の報告はございませんが、冷やかしかからかい、悪口や仲間外れ、無視や陰口などの報告が数件ございます。不登校に関しては中学校に数名います。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 不登校が数名おるといふ現状をお聞きしました。不登校の数名の概略の原因というか、その辺、何か2つ、3つ出ますか。どういうことで不登校になっている可能性があるということがもしわかれば、不登校数名の方々の状況を。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 不登校につきましては、本当に原因が複雑化しておりまして、1つのものがいろいろな形であらわれてくるというような状況がございまして、一概には申せませんが、仲間関係の問題等が多いのかなというふうに考えております。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 本件はプライバシーが相当入ってきますから、これ以上はお聞きませんが、数名おるといふことで了解いたしました。

次に、現在、学校にはいじめ防止基本方針が策定され、いじめ防止対策委員会が設置されておるといふことだと思います。

その方針によれば、毎月定期で各学校で開催されていると思いますが、この辺は先ほどとも関連しますけれども、教育長のほうへの報告は的確になされているということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 各学校の状況につきまして、今、議員さんがおっしゃったとおりでございますが、これについての定期的な報告はございません。ただ、定例の校長会等では随時報告していただいておりますし、いじめ等の事後確認があった場合につきましては、すぐ学校のほうから報告をいただいております。さらに、報告のあった子供等についての連絡等も密にとっておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） ありがとうございます。

次に、来年から小学校、中学校統合ということで、統合後の方針でどのように対応していくか、何か教育長のお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 統合後の対応ということでございますが、今考えておりますことは、1つは教職員の組織の問題でございます。子供をよく知っているということで、各学校からそれぞれの人数を集めて教員を組織したいというふうに考えております。

そして、現在まで、子供たちにつきましては、相互の交流をしていろいろ理解を図っておるところでございます。とは申しましても、統合して不安な心情になるということを想定しまして、子供理解、集団づくりというようなものを最重点に対応していただくというふうに考えております。

なお、小中に校長がそれぞれおりますので、従前の校内組織を密にして、そしてまたその機能を活発にするということで、対応していきたいというふうに思います。特に、小中に兄弟関係がいたり、小中をまたいで継続しているような場合の連携については、情報交換が密にできるのではないかなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） よろしくお願いをいたします。

不登校について、いじめについては、お聞きしてきたところでございますけれども、不登校に対する予備軍とか児童・生徒に対する対応は担任だけではきついだらうと、専門的に対応できる人を確保して、自宅に訪問するとか、その辺も重要であると思いますが、そういう関係の対応は、どのように考えておるといふふうに考えたいのでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） いじめは、先ほど申し上げましたように本当にいろいろな状況が複雑に絡み合っておりますので、その原因究明も大変難しいわけでございます。基本につきましては、発生させない、早期発見と適切な対応、そして継続的な指導とかかわりというふうに考えております。親子関係の問題が子供相互の問題

として出てくるようなこともございますし、原因の特定の難しさが治療の難しさにかかわってくるんだらうというふうに考えております。特に心の治療ということでございますし、これは子供の状況に応じてさまざまな段階があり、物すごく時間がかかります。そういう意味で、起こさないということを最優先にしたいというふうに考えております。

それから、やはり発見の難しさというのがございます。これは対応の遅れにもつながることでもございますので、重大な事態になってしまうことがややもするとここにあるわけでございます。教師が一人で抱えないようにできるだけ校内体制でと、そしてまた外部の専門機関ということを基本的な対応にするということが大事かというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） いろいろな問題が、原因があって、心の問題、心以外の問題で不登校もあるんですが、専門にできる人を確保するなど、また少しこの辺検討していただいて、町のため、国家のためにそういう人がなるべく出ないように今後していかなくてはいけないと思います。

先ほども、家庭環境とかいろいろな環境で、精神的、メンタルな面で不登校というのがありますが、さきに述べたとおり、学力の低下が不登校にいく可能性というのは十分あるだろうと思います。先ほど、九九ができないとか、そういう中学生もいるということもお聞きしましたので、これは中学校の問題よりも小学校の初等教育の問題だろうなということが思われます。先ほども読み書きそろばんということをお話ししましたが、これをみっちり小学校のうちにやってもらうと。学校だけではできませんので、父兄とかいろいろな関係方面との協議も必要だとは思いますが、そういうことでまた学校教育に注力をしていただければ幸いだと思います。

本件はこれで終わりにしまして、次に、これは前教育長にもお聞きしているわけですが、現在、一宮町、長生村では、いじめ防止対策推進条例を設け、町教育委員会、学校教職員、保護者、住民、それぞれの役割を定め、自治体全体でいじめ防止を進めようとするものですが、前教育長は検討してみますということでございますが、恐らく両自治体はいじめが多いのかなということで、つくらざるを得なくなっているのかなという推測もするわけですが、そうでもないかもしれません。条例をつくるということは足かせをして縛るわけでございますので、そう簡単にはいかないとは思いますが、新教育長のお考えで、この条例をどう考えるかご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） いじめは、やはり早期発見、早期迅速な対応が基本だというふうに考えております。

しかし、発見することが難しく、重大事態に進展してしまうことが多いので、家庭や地域を挙げての防止対策というものが必要となります。

そういう中で、本町では、平成27年10月に長南町いじめ防止基本方針、長南町いじめ防止対策推進要綱を制定いたしまして、全庁挙げての対策、組織を立ち上げております。学校につきましては、これを受けていじめ防止基本方針というものを策定しまして、定期的なアンケートあるいは個人面談等による子供理解を図る一方、委員会等を定期的開催して情報の共有等に努めておるところでございます。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） ということは、これまで考えてはいないということによろしいですね。条例を制定することは考えていないということによろしいですね。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 条例にするか要綱にするかは、それぞれの自治体等の考えによるものだというふうにご考えております。基本的にこの問題につきましては、迅速な対応というようなことがございますので、本町につきましては要綱という形で進めておりますが、内容的には全て同じものがございます。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 了解しました。

○議長（板倉正勝君） 一般質問中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開につきましては午後1時を予定しております。

（午後 0時00分）

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時03分）

---

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君の一般質問の残り時間は42分です。

加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） それでは、午前中に続きましてもう1問、よろしく願いをいたします。

街中で軽食等を食することができる場所をとということで、ご提案といたしますか、質問でございます。

よく耳にすることは、街中で昼ご飯を食べようというときに、軽食店がないと言われることを間々聞きます。そう言われれば、少し昔は何店が食堂があったわけですが、人口の減少、交通機関の発達、食の多様化、後継者等の問題により、減少、なくなってきたのかもしれない。

そこでご提案でございますが、町が適当な場所を買うか借りるか、町に近いところを一部確保しまして、三軒長屋とは言いませんが、二、三戸の連ねたような建屋を確保して、そこに出店者を希望して募り、期間も定める中で、俗に言うアンテナショップ的なところでお客さんの反応を見て、この商売は物になるかなとか、そういうことのできる場所をつくってはどうかということでもあります。

世間には、店を出してみたいという人もいますのでありますが、最近、郊外では結構な店ができてきましたが、リスクが大きいとかということで二の足を踏む人も多いと思います。大きなリスクがなくて、やる気のある人がちょっとこの事業はどうかなというところで、確認できるような場所を町が確保してあげることは、町の活性化につながることはないかなということを考えてみたところでございます。町もいろいろ考えておると思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 加藤議員の街中に軽食どころを設けてはどうかというご質問ですけれども、本町の町づくりについて、町の都市計画マスタープランでは、国道409号などの幹線道路沿線は、駐車場を備えた小売業、飲食、自動車関連サービスなどの施設立地を誘導する方針としています。現在、千田交差点付近にはホームセンター、ドラッグストアの出店がされたところであります。

町としても、街中などに飲食店が出店することの必要性、そういったものはある程度感じております。そういったことですので、都市計画マスタープランの方針に沿って飲食店の誘致を推進しているところであります。

ご提案の町で長屋形式等の建屋をつくり、貸与する考えはということですが、これについてはいろいろと問題がございまして、この事業を行っていくには、まず市場調査を行う必要があるということ。それから、店舗候補地の立地調査、自店に対する需要、経営の試算など、そういったものが必要になってくると。工事関係では用地購入費、借地の場合は借地料、さらに敷地造成とか建築設計などの委託料及び工事請負費等の多額の事業費が必要になってくるわけでありまして。したがって、これらのことから町の事業実施は難しいと考えています。

確かに、企業にとってはリスクは回避できると思いますけれども、町にとってのリスクは高まってくるというふうなことだというふうに思います。したがって、町としては、活力、経営力のある民間事業者の出店を期待しているところでありまして、そういった事業者が出てくれば、町としてもできることは支援していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） わかりました。409号線沿い、いろいろまたこれからも開発が進むかもしれません。今申したとおり、余り食べる場所がないということで、409号線というか、インターを降りたあの辺に何かあってもいいかなということを考えてみました。また時期が変わればいろいろな考えが出てくると思いますので、そのときはひとつよろしくご検討をお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、9番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 森 川 剛 典 君

○議長（板倉正勝君） 次に、5番、森川剛典君。

〔5番 森川剛典君質問席〕

○5番（森川剛典君） それでは、議長の許可を得たので、通告に従い、件名で2件、要旨で4点伺います。

冒頭、先ほど和田議員の質問中に携帯電話を持ち込みまして、しかも、電源を切ったつもりが切れなかったと、非常に不手際を生じまして、議会関係者の皆様におわびいたします。そして、同僚議員からも、電話で受け答えすることがないんだから、置いておけばいいじゃないかと適切なアドバイスをいただきましたので、今後は持ち込まないように努力したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、戻りまして、この質問のまず最初に橋梁の維持管理についてお伺いいたします。

この質問の経緯に至った一番の原因は、長南町には147橋あると言われる橋の多くが相当傷んできていて、

橋の寿命が来るまでに改修ができていけるかということです。このままの推移で改善、改修計画等が進んだ場合には、橋の通行止めがさらに多くなり、住民生活に多大な影響が出てくると考えられます。

そこで、単に橋を早急に直せ、予算はどうなっているか、予算をつけてもらえの従来方式だけではなくて、住民も少ない予算に対して協力型でない乗り越えていけないのではないかと、そういうふうに危惧しております。ということで、現状を十分に把握し、どういう対処方法があるのか、住民への周知や住民及び利用者の協力のあり方も含めて伺っていきたいと思っております。

それでは、要旨の1、現状の把握ということで、山内の粟之須橋が住民に十分な周知期間もなく通行止めになりましたが、なぜこのような状況になったのか伺っていきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 初めに、粟之須橋の通行止めによりましては、住民の皆様にご不便をおかけしまして、大変申しわけございません。

ご質問の通行止めに至った経緯ですが、平成21年度に実施した橋梁点検では、橋梁に損傷があったものの、緊急に対応を要するまでの判定区分ではありませんでした。しかし、昨年度実施いたしました定期点検では、損傷箇所に進展が見られまして、橋梁の健全度判定で、橋梁構造の安全性の観点から緊急対応の必要があるとの診断を受けました。

関係機関とともに緊急対策を協議した結果、利用者の安全を確保することを優先といたしまして、緊急措置としてやむを得ず通行止めとさせていただいたものです。よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今、言われた通行止めにもいろいろとあると思いますが、どのような通行止めになったのか、そしてまたどのように住民への周知を行い、どのような措置を行ったのか、それについて伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 初めに、住民への周知についてという質問ですが、まず、地元区長及び区長代理に緊急措置として全面通行止めになった経緯を説明に伺いました。後に、使用頻度の高い住民6世帯へ個々に訪問をいたしまして、説明と協力の依頼をさせて頂いたところです。

次に、措置といたしましては、市町村道を所管する千葉県と道路使用にかかわる茂原警察署及び警察署に通行止めの届けをいたしまして、安全性の観点から即日通行止めの対応を実施したところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今、即日通行止めという話が出てきましたが、この対応の早さは行政業務という点では評価できると思うんですが、行政サービスの観点からいったらどうかと思います。橋という通行手段が住民サービスの基本だと考えると、即日ということは、昨日まで通れた橋が急に通れなくなるわけですね。住民の感情で、今までより四、五百メートルも遠回りするというような不便さがなかなか納得いかないという声があります。

繰り返しになりますが、目の前に昨日まで通れた橋があるわけですよ。迂回するというのは、自動車では割と、ガソリンがちょっと余分にかかるだけで簡単なことなんですけど、歩行や自転車、特に高齢者はかなり不便さを感じるんですが、全面通行止めという話がありましたが、車両の通行止めのみというふうな措置はとれないんですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 今回の点検の判定結果ですけれども、橋梁の構造の安全性の観点から緊急な対応の必要があるというふうに診断されたところでございます。この場合、国の措置方針といたしましては、道路管理者は、安全が確保できる対策を講じられない場合には、通行止め、通行規制もしくは応急措置等を実施した上で、速やかに修繕、更新、撤去のいずれかを決定することになっております。

そこで、粟之須橋の場合ですけれども、修繕計画におきましては、既に更新型による架け替え工事ということが計画されまして、経済性と効率性を考慮いたしまして、安全性を確保する工事費のかわりに、早期に復旧の工事に着手できるための実施設計費に当たることを選択いたしました。

また、住民の協力が必要となりますが、迂回路は確保されていること、何よりも住民の安全を第一に優先したことから、全面通行止めの措置を決定いたしましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） ということは、やはり全面通行止めで、歩行者だけ簡易に通れるというような対策は講じられないということでしょうか。確認をさせていただきます。

○議長（板倉正勝君） 今の答弁に確認ということで。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 歩行者だけを通すことは、することはあるんですけれども、これには一定の設計基準を満足する構造が必要となります。これには多額の費用と時間がかかりますので、方法はありますけれども、今回の措置をとらせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 設計基準はあるけれども、先ほど言ったように、渡れるようにするためには同じくらいお金がかかるということなんでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 本工事費より工事費についてはかかりませんが、ある程度の金額はかかります。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） ある程度というのはまたお話を聞いていきますが、ここで少し方向を変えますが、通行止めに関してもう一つお聞きしておきます。

点検した結果、通行止めや、その基準や経緯もわかってきましたが、今後、いきなり今回も通行止めになったわけですが、そういういきなりではなくて、強度に合った通行区分を踏まえて、橋梁に強度基準などを表示

して、熊本でもありますけれども、レッドやイエロー、この橋はやがては危なくなるんだとか、住民や利用者  
に知らせるべきではないかと思うんですが、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 橋に強度基準などを表示して状況を知らせるべきではないかというご質問です  
が、橋梁の強度基準を示す場合においては現在の橋を調査しなければなりません。橋の耐荷重試験や主要な部  
材の強度試験など、やはり多額な経費と時間を要することになり、強度基準の表示にはいろいろと検討が必要  
だと思っております。

しかし、今回行われた定期点検の結果に基づきまして、橋梁健全度の状態によっては、通過する車両の制限  
を規制する手段が有効と考えられますので、表示についてはできる範囲で設置をしていければと考えておりま  
す。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） ここでは、栗之須橋が通行止めになったことによって住民の皆さんに多大な迷惑がかか  
っていると。今後こういうことがないようにするためにはどうしたらいいかと、そういう観点で2番目に進ん  
でいくわけですが、現状を聞いてきて、住民を代表する立場として申し上げれば、丸木橋のころに比べれば車  
も通れるようになりました。しかし、一度壊れると、あるいは壊れそうで危ないと認定されると、一休さん  
のお話でもこの橋渡るべからずと、その場合には端じゃなくて真ん中を渡ったなんて話がありますけれども、今  
回、そうやって判定が出た、すると通行止めになる。急なんですよ。住民も当惑するし、こういう迷惑な状  
態が今後ふえていくのではないかということで、要旨の2点目に入っていきます。申し添えておくのは、その  
際、高齢者、小学生とか回り道は大変ですから、なるべく全面通行止めにならないような渡れる方法も行政とし  
て考えていただきたいと思えます。

それでは2点目に入ります。

近い将来、通行止めになるような第二の栗之須橋が発生する可能性が大いにあると考えられますが、町全体  
の橋梁改修計画について伺いたいと思えます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） ご質問の町の橋梁の改修計画ですが、町におきましては、平成21年度に実施い  
たしました橋梁点検の結果をもとに、翌年の平成22年に橋梁長寿命化修繕計画を作成しております。内容につ  
きましては、損傷の軽い橋梁につきましては、橋梁の寿命を延ばすための修繕工事を行う予防保全型としまし  
て、また、著しい破損により機能が回復できない困難な橋梁につきましては、架け替え工事を行う更新型とい  
たしまして、また、交通需要等が見込まれない橋につきましては、廃橋とする減築型の3つに区分いたしまし  
て、橋梁全体の維持管理費にかかる全体のコストの削減と維持管理するための予算の平準化を目的につくった  
ところでございます。現在は、この修繕計画に基づきまして、限られた予算の中で橋梁の維持管理をしている  
ところでございます。

なお、今後は、昨年度実施いたしました定期点検の結果を踏まえまして、この修繕計画を見直していきたい

と思っております。よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 見直しというのは、予定どおり進んでいないということなんでしょうけれども、橋梁長寿命化計画ですか、これを策定して、どの程度進捗していたのか、進んでいたのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 橋梁の長寿命化修繕計画の進捗率ですけれども、平成27年度末におきましては、予防保全型の修繕工事の進捗率におきましては25%になっております。また、更新型の橋梁架け替え工事につきましては40%の進捗率となっております、現在のところ、予定どおりに進んでいないというのが実情でございます。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） やはり予定どおりに進んでいないと。こういう橋についての質問のときにも、1年とか10年の長いスパンで幾つずつ更新していかないとだめじゃないのかと、そういう話があったときに、橋梁長寿命化計画を策定したと。だけれども、25%と40%では全然進んでいないということですよ。そうすると、今後の定期点検等では通行止めになるような橋も出てくると思うんですが、単純な考え方はいかないですが、見直し計画を考える中では、5年後にどの程度の通行止めが発生するか、その辺について伺っていきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 今ご質問のありました5年後にどのくらいの通行止めの箇所ができるかということですが、今後の維持管理において適正に修繕工事等が実施できれば、通行止めのほうの措置をしなくても済むと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） それは見直しの計画が進められればですか。だからそれで、長いスパンで5年と考えたときに、次の段階の危ない橋というのがあると思うんです。計画を立てて予算がつくか、それはまた別問題として、5年後に危なさそうな橋という数はどのくらいありますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 現在、修繕計画の見直しがまだ策定されておられませんので、具体的にお答えすることはできませんが、定期点検の結果によりますと、緊急に措置を講ずるべきという状態に至るおそれのある橋梁ですが、町内におきましては、現在のところ17カ所ということで診断を受けております。いずれにいたしましても、危険性の高いところから修繕工事を実施していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） その辺が緊急性が高いということであれば大丈夫なのかということで、この辺が非常に

疑問なんです、今度は予算について聞きますが、緊急性の高いという話なんです、17橋ですね。単純にやっていると、17を5で割ると3点幾つですか、1年間にそういうものを改善していきなさいいけない。でも、前のときは25%、40%しか進んでいない。この話は本当に大丈夫かなと。決められた予算の中で、もうできませんとか言っていたと本当は非常に、要望をもっとほかに振りかえられると思うんですが、今後の予算措置ですね、今、お話しした橋梁改善計画をちゃんと進めていけるかどうか、この辺について財政の面からお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） ただいまのご質問でございますが、確かに現在、長寿命化の確かに計画にのっとって進められていないところがございます。現在の予算につきましては、大型の継続事業をはじめとしまして、新規事業とか地方創生総合戦略事業、また、その他の各種事業を計画的に盛り込んで予算計上させていただいております。できるだけ長寿命化の計画に合った形で、橋梁の維持改修に当たっても、厳しい財政状況ではございますけれども、可能な限りの予算を計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 可能な限りでというお答えの中で期待したいところですが、また後で結果を聞いたら3割とかしかいっていないということもあるので、この修繕化計画を十分達成できるようにしていただきたいと思うんですが、定期点検が5年ごとに行うんですね。毎年行われるんじゃなくて、とすると5年後ですと2020年、東京オリンピックの年なんです、その際には、栗之須橋のように通行止めの橋梁が、17できていないうちで考えられると思うんですよ。発生すると。そうした場合に、これについてなるべく可能なという話なんです、機動的に使える補助的な予算あるいは過疎債などは使えるかどうか、これについて伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） ただいまの質問、2点あるかと思いますが、機動的に使える補助金的な予算はないのか、また、過疎債などは使えないのかというご質問かと思っております。

機動的に使える補助金的予算ということになりますと、財源を充当することを補助金的予算と置きかえるのであれば、財政調整基金が該当することになるかと思っております。財政調整基金につきましては、自治体が財源に余裕があるときに積み立てて不足するときに取り崩すことで、財源を調整して、計画的な財政運営を行うための貯金であると考えております。また、不測の事態に使用できる自主財源でもありますけれども、複数の橋を単年に改修等を行うために財政調整基金を充当していくことについては、今後は、大規模改修事業、また新規事業とか各種事業もございまして、それを見込む中ではなかなか厳しいことであると考えております。

また、2点目、過疎債につきましては、過疎債は使えないのかということのご質問でございますけれども、過疎計画に計上されている事業であって、建設改良に係る工事である等の条件を満たせば起債することは可能です。ただし、借りに伴います償還金の予算計上が当然必要になってまいります。交付税算入があるとは

言っても、借り過ぎは財政状況を圧迫することになりますし、借入金と償還金のバランス、いわゆるプライマリーバランスと言っておりますが、これを考慮した借入れが必要になってくると思います。

橋梁の維持改修に当たっては、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、厳しい財政状況の中で、財源の確保を図って緊急性等を考慮して、先ほども言わせていただきましたが、可能な限りの予算計上をさせていただいて、対応していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） なかなかいい財政案というのは見つけるのは難しいと思いますが、5年後の定期点検、ちょうど東京オリンピック、その際に長南町を見回った際に、通行止めの橋が多いと、17橋の橋が単年度の予算で修繕されていることを望んでいきますので、ぜひその辺についてはよろしくお願ひしたいと思います。

これを現場の対応でもう少し考えていきたいと思うんですが、財政がそういう厳しい情勢となれば、147橋の管理を続けていくことは非常に困難だと思います。同じ、今、単年度予算と言いましたが、少しでも早く進める方法として、今後は住民の協力による、仮橋を設けないとか、予算を少しでも次に回していく方法とか、努力によってこの予算の回転を早くしていくような方法があるかどうか。また、橋をそういう厳しい中で新設するような計画があるかどうか、これについて伺っていきます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 初めに、財政状況が厳しい中、少しでも早く進める方法はないのかというご質問ですけれども、まず点検結果に基づく修繕計画を早期に見直すことが必要だと考えております。また、利用状況による廃橋や集約化も方法の一つと考えられます。また場合によっては、建設コストの削減策の一例として、先ほどもありました架設橋を設置しない方法を用いた工事とか、住民の理解と協力をお願いすることも出てくると思いますが、そういったことによって建設コストを削減していければと思っております。

次に、橋梁の新設計画の質問ですが、現在のところ、道路整備に伴う歩行者専用の側道橋が町道利根里線に1橋計画されております。現在は、隣接する道路の整備状況にあわせて施工時期を検討しているところでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 側道橋の関係で具体的にはどこのことですか。坂本の大橋、その橋が2つある場所ですか。

○議長（板倉正勝君） 建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 県道の茂原環状線に隣接する大橋のところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） わかりました。道路に関して要望されているところだということがわかりました。ただ、あそこに橋が2つありますから、片方は要らないかもしれないというような検討も、今後住民と踏まえてやっ

ていかないと、無駄なものについても橋をつくったり直したりしなきゃいけないという場合も出てくると思います。

繰り返しになりますが、廃橋という言葉も出てきましたが、ずっと通行止めになっているということが出てくる場合もあると思うんです。そういうときに住民とよく話し合っ、しかもいきなり通行止めにならないような方法を今後とっていただきたいと思います。

よく世間でも、コンピューター問題で2000年問題と言われていましたが、長南町も橋については、私、2020年問題が発生すると考えております。こういう社会資本に使えるお金がなかなかなくなってきている中で、ひとつ町のほうでも住民に理解をいただいて、早めに進めていけるようお願いしたいと思いますが、最後に町長、こういう社会資本について、いろいろ大変だと思うんですが、考えを少しお聞かせ願えればと思いますが、どうですか。

○議長（板倉正勝君） 森川君の質問に対して、町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今回は橋梁の関係のご質問でしたけれども、粟之須橋の急遽通行止めにしたという経緯については、先ほど担当のほうから答弁があったと思います。そのとおりだというふうに思います。これは緊急必要性があって、たまたま去年の定期点検の結果、緊急措置をとる必要があるということで、地域住民の皆さんの安全を確保することを第一にして通行止めということにしたわけでありまして。ですけれども、この通行止めは早期に解消するよにということで、今、担当のほうにも指示をしております。既にこの改修に向けて取り組んでいるところでありますので、地域の方々にはもうしばらくの間、我慢をいただければというふうに思っております。

それから、全体の橋梁ですけれども、確かに22年度に策定した長寿命化改修計画、これについては、21年の定期点検と27年、去年の定期点検の仕方がちょっと違ってきているということで、22年度は長寿命化の修繕計画ということで策定して、それを実施してきているわけなんです、長寿命化を図るという観点から少しその進捗率が落ちているようです。ですけれども、去年の点検の中では、今回の粟之須橋のように、使用に耐えられる橋かどうか、町民の皆さんが安心して利用できる橋かどうかということを重きに置いての点検だというふうに理解しております。したがって、22年度の改修計画を見直す時点においては、そのことを十分踏まえた中での改修計画をつくっていききたいというふうに思っております。

したがって、その改修計画に基づいて、住民の皆さんが安心して渡れる、利用できる橋というようなことで、これから維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

当然、その中で、財源的なものというのは一番大きな問題になるわけですが、交通上の安全性の確保、生活の利便性ということから考えますと、まずは通行止めということをしてはいけないというふうに思っておりますので、財源的には何とか財源を確保しながら、優先的に橋梁の改修に充てていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） ぜひ次の点検で通行止めが発生しないよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2件目の有害鳥獣対策について伺ってまいります。

有害鳥獣対策については、今回、主に狩猟駆除の関係で、情報提供あるいは狩猟従事者や住民に総合的に情報が不足しているという点について、話を伺っていきたいと思います。

昨年は、駆除成果として約300頭もとれていて、5年前の平成23年には72頭ですから、およそ4倍もとれるようになっております。加えて今年は、長南町鳥獣被害対策実施隊が創設され、広報にも載っていました。成果が期待されると考えられますが、しかし創設間もないこともあり、その活動内容や活動範囲は、ほかの狩猟家や住民にも十分周知されておらずに、あの人は誰、餌を置いていつてくれるけれどもお金をもらってやっているの等、いろいろわきもさされています。また、駆除者同士のトラブルもあったと聞きます。これは、有害鳥獣対策がおのおの狩猟家や従事者に任せているだけで、全体の情報共有化や組織的な取り組みが不足しているからではないでしょうか。そういうことを前提として、要旨で2点ほど伺いたいと思います。

まず1点目ですが、長南町鳥獣被害対策実施隊が創設され、4月5日より活動が開始されたようですが、その活動状況について伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） それでは、有害鳥獣対策について、実施隊の活動状況ということで、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

鳥獣被害対策実施隊につきましては、今年4月5日の日に、実施隊の隊長など幹部の方々に委嘱状のほうを交付させていただいたところでございます。また、この場で町長と実施隊幹部の方々から、要望を聞く中で意見交換もさせていただいたところでございます。

実施隊の活動状況についてでございますが、わな猟隊員によります町所有の箱わなの見回り、これについては、8名の隊員に週2日のペースで点検、餌の補充、周辺草刈り等の管理をお願いしたところでございます。また、捕獲したイノシシの処理についてですけれども、1名の隊員にお願いし、今年度、20頭を捕獲した中で5頭を解体処理し、広域組合へ焼却処分いたしました。

実施隊活動の広報につきましては、今年度から活動を始めたところでありまして、箱わな設置の現場関係者の方には、箱わな管理の活動の内容の説明はしているところでございますが、今後は、町の広報、ホームページ等で、町民の方々にイノシシ対策の啓発とあわせ、実施隊活動の周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 実働期間が非常に、4、5、6、まだ短くて、実施隊による成果や効果の分析は難しいかもしれないんですが、この20頭という数字は、昨年同期と比べて実施隊の効果があったのか、予想と比べてどうなのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） まず、実施隊の成果、効果ということでございますけれども、まだ活動を始めたばかりなので、具体的な数字などではあらかわせません。報告できませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

捕獲頭数の20頭という数字でございますが、昨年と同じ時期に比べますと3頭ほど多い状況となっております。これについては、くくりわなの成果が、実績が上がっているということで3頭ほど多いということだと思われま

す。それで、イノシシの捕獲につきましては、年間を通じまして、まず4月、5月、この時期は捕獲頭数が一番少ない時期となっております。9月ごろからかなり頭数が、数字が上がってまいりまして、冬の寒い時期に捕獲が多いということでございます。

この20なんですけれども、昨年度は301頭ということで過去最高という数字が出ております。これに比較して若干多いということになっておりますので、今年度につきましても、かなりの捕獲頭数が見込まれると思われま

す。そういった状況でございます。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） そういう情報提供が従事者にはなかなか伝わりにくい。そういう実施活動の周知を図ってきたということなんですが、逆にちょっと考えたときに、実施隊の皆さんが、わな従事者というんですか、狩猟従事者のことを逆に把握しているんですか。実施隊とほかの人たちが十分に活動を知り合っているかというところはどうかでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） 実施隊のわな猟の隊員は、箱わな管理を主にやっております。それでさらに、隊員自身もくくりわなの駆除活動のほうを行っていただいております。そういう関係で、隊員も自分の担当地区、周辺地区の従事者の方の情報については、従事者の活動状況についてもある程度把握していると思われま

す。以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 2点目にもかぶりますので、この活動状況等、総合的に2点目でお聞きしたいと思います。要旨の2、有害鳥獣対策には、長南町鳥獣被害対策実施隊をはじめ多くの団体や有害鳥獣駆除者、狩猟者または従事者、協力者、それぞれ駆除を行っていますが、そういう方々の全体的な情報共有の場としての会合や研修があったほうが、総合的にこういう狩猟実績とか狩猟意識、そういうものが高まっていくと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） 駆除関係者の全体的な情報共有の場が必要ではないかというご質問ですけれども、お答えしたいと思います。

有害獣駆除のわな猟については、現在、29名の方々に従事者登録をしていただいております。自宅周辺を狩猟の基本エリアとし、駆除活動をしていただいております。町民の方からの駆除要望地域に従事者がいない場

合は、隣接する方に協力をお願いしておりますが、従事者同士のトラブル防止のため、狩猟エリアにつきましては、町が関係者に情報を提供し、調整を図っているところでございます。また、狩猟の前には、わな猟における猟犬などの事故防止のため、わな従事者に向けた事故防止や安全面などについての情報周知に努めているところでございます。

町は、こうした安全対策や事故、トラブル防止の情報は、従事者の方には提供をしているところでございますが、今後は、駆除関係者と必要な情報について協議する中で、全体的な情報共有の場が必要となれば、会合や研修など、そういったことを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 必要だと思うので言っているわけですが、今説明された中で何点か不明な点と納得できないところがありますので、確認させていただきます。

まず1点目として、自宅周辺を狩猟の基本エリアということですが、自然に従事者はそういうことになることが多いんですが、守備範囲のことは正式に従事者として聞いたことはないですという、私が何人か聞いてみるとそういうことは聞いていないそうなんですが、どういうときに周知しているのでしょうか。たまたま私が聞いた方が漏れているのでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） 従事者の方にはどういうときに周知しているかということでございますけれども、まず、わな猟の従事者の方に登録していただいているんですが、その登録の時点でまず基本的なことはお話をさせていただいております。事故防止とか安全面とか、あとは、自宅周辺を基本にこちらのほうをお願いしたいということでお話をさせていただいております。

また、毎年、従事者の方に許可証を交付しております、これは年一回になりますけれども、公募する際、また、わなの器具を猟師の方に支給しているんですが、こういった際にもこの辺のお話をさせていただいております。

あとは、エリア関係について、自宅周辺が狩猟エリアということになっておるんですが、従事者の方が新しく従事者の方がふえた場合、そういったことについても、こういった場でお話をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 従事者同士のトラブルもあったと聞いておりますが、聞いたところによると、覚えがないと。だから、話した、聞いていないの話ではないんですね。それで、それがお互いのエリアを守ったり、意識していればできるんで、それが町と従事者個人だけでもいいんですが、そうではなくて従事者同士が、俺はこの辺をやっているんだけどこんなふうをやっているよと、そういう広い情報を伝えたほうがいいと思うんです。

29名登録者がいるということなんですが、私のところでは、どこにいるかという話はわからない、ほかの人

もわからないと。この辺について、自分のエリアを話されたときしかわからない、ふえたときはどうなんだと、新しい方もふえます、そうした場合に、ふえたときにそうやって教えていただけるのでしょうか。この29名の登録について、会合とかやれば、この人たちがそうだなとか、そういうふうに知らしめるというようなことは考えていないですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） まず、狩猟エリアの関係については、先ほど申しましたように、加入者がふえたりした場合、そういったときに、周辺従事者の方とエリア確認ですか、そのようなことを行っております。

また、29名の従事者の方なのですが、実際、捕獲の活動といいますか、実績を上げている方は半分程度になっております。1回捕獲を、あるいは職員が当然現場に出向きますし、ハンターの方に5名お願いしますので、そういった方々が現場に集まって情報交換ができるということになっております。そういった情報交換の場があると認識しております。

そのほかの実績のない方については、確かに情報交換の場が少ないということは感じておりますので、今後はできるだけそういった方にも情報を提供していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） うまくかみ合わないのでまとめに入りますけれども、個々では狩猟の現場でお会いすることもそれはあります。だけれども、そういうこと全体が、どういう地域でやっているかとか、そして、私のところではこんな餌を使っている、こんな方法を使っているということは、情報共有、有用な供給をすれば、私はこのイノシシの、町は撲滅と書いてありますけれども、そういうことが進んでいくと思うんです。

参考例ではないですが、私の近所では、隣のおじさんと協力をして、その土地を借りて箱わなをお互いに見えるような形で、去年は13頭とれまして、その後、狩猟隊により鉄砲で1頭とっていただいたら、その後、半年は出てきておりません。ただし、そういうさなか、すぐ30メートル、20メートル離れたところに同じようなわなが、そのお宅の方が電話して設置しているような場合もあると。

このように情報がうまく伝わっていないと、無駄な箱わなも設置しなきゃいけないということがありますので、私どものところは、もう最近出てこないけれども、このわなはほかにやったほうがいいのかなと、だけどほかの状況がわからないねと、こんな話も出ておりますので、この辺について情報提供、皆さんと従事者が、有志でも何でも集まったときに、あるいは集めていただいて話ができると、今こんなふうに進んでいると、そのことを町民にお話をしているわけですから、ぜひ、こんなふうの実施隊は活動している、その他の方も活動している、そしてこんなふうに取り組んでいると、全体的に言えるように、そしてそういう場を設けていただきたいということで、私の一般質問を終了いたします。

○議長（板倉正勝君） これで、5番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開につきましては2時15分を予定しております。

（午後 1時59分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

◇ 丸 島 な か 君

○議長（板倉正勝君） 次に、11番、丸島なか君。

〔11番 丸島なか君質問席〕

○11番（丸島なか君） 11番議席の丸島でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2点ほど質問をさせていただきます。

1点目のプレミアム商品券についてお伺いをいたします。

プレミアム商品券は、2014年度補正予算に計上された地方創生のための交付金を活用したもので、昨年3月以降、全国各地で発行されました。交付金はプレミアム付き商品券の割り増し分などに充てられ、内閣府によると、市区町村全体の98.5%に当たる1,716市区町村が実施をし、地域の消費拡大の効果があつたとの好評価が発表されております。商品券購入者に対するアンケートの結果をもとに割り増し分が呼び水となって、新たに消費が拡大した額、消費喚起額に当たるものは、各地域とも割り増し分を超えたそうであります。特に、熊本市での消費喚起額は割り増し分の4.4倍に上つたとのことでした。もちろんこれは震災前のことですので。

また、事業所を調査した市によれば、売り上げ増加に効果があつたとの回答は52.2%にも上つたそうであります。国が進める地方創生の施策を受けて、我が長南町においても、町制60周年に合わせて昨年の6月下旬に発行され、1万円で1万4,000円分の商品券が購入できるという事業でプレミアム商品券が発売されましたが、経済的波及効果はいかがでしたか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、答弁をさせていただきます。

昨年度実施いたしましたプレミアム商品券の事業は、国の緊急対策において、消費喚起を目的に中心のメニューとして行われたものでございます。事業費は、商品券プレミアム分及び諸経費などの全額を国の交付金から、また県からは、プレミアム分の上乗せとして補助金をいただきました。町は、商工会に事業の運営をお願いして実施したものでございます。

町では、この事業の経済的波及効果の工夫といたしましては、取扱店を町内商工業店に限定いたしまして、100の事業者が登録、そのうちの75の取扱事業者で使用がされたところでございます。そのようなことで地域の経済への波及を図つたものでございます。

波及効果測定では、県から示された算出方法によりまして、新規の消費誘発効果について、購入者からいただいたアンケート調査をもとに新たに消費に結びついた額を算定いたしまして、県に結果を報告しております。

その結果でございますけれども、商品券換金総額5,299万9,000円に対しまして、商品券の入手がきっかけとなり新たに消費に結びついた額は、このアンケートの集計から1冊当たり2,870円となりました。換金冊数3,785.6冊を乗じますと、1,086万4,000円という算定結果となつたところでございます。この1,086万4,000円が効果の額となりまして、本来の目的の消費喚起と地域住民の生活支援及び各事業者の売り上げ増、地域産業

の活性化につながったものと思われま。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 効果があったということですが、今回の反省と今後の課題について少しお伺いをしたいと思います。

販売に当たっての実態ですが、販売会場が役場でしたけれども、混雑等、その対応はどうだったのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ただいまのご質問、混雑の状況ということでございますけれども、混雑、購入の時間の短縮を図るということで幾つかのことは行っております。

販売の初日、2日目、土日に行いましたけれども、当然これは混雑は予想されました。その混雑を防ぐためにも、カラーコーンを並べまして、来ていただいた方から一列に整列して並んでいただくように配慮したところでございます。

そして、当日、販売の初日、2日目ですが、購入する方が並んでいるんですが、並んでいるところに購入口数確認票というものをお配りさせていただきました。これは、窓口で購入するときはその購入票を提示して、窓口で売の方が何冊欲しいかということがすぐわかるように、また、販売するにも事務的に間違いがないようにということで、配らせていただきました。また、その配るときに冊数をカウントしていきましたので、販売は初日は1,800セットですから、ずっと並んでいて、最後まで並んでいて買えなかったということにならないように、早く1,800セットがわかるようにということでも配らせていただいたわけでございます。

それから、商工会のほうで警備会社のほうも頼んでいただきまして、警備員を5人ほど配置して、会場内の混乱、安全確保、それから道路からも駐車場への交通誘導、そういうことで警備員を配置していただいたところで。

役場職員も販売時の協力要請を受けましたので、2日間で延べ42人の職員を動員させていただきました。案内役など、駐車場の整理と混乱混雑の防止、スムーズな販売に努めたところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、周知の方法はどうだったのか。知らないというような人も中にはいたように聞いておりますけれども、そのあたりをちょっとお聞かせいただければ。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ただいまの周知の方法はというご質問でございますけれども、事業を行うに当たりまして、広報、周知につきましては、まず購入申込書のついたチラシを区長さんを通じまして全戸1枚ずつ配布をさせていただきました。これは1世帯3セットまでということで、1世帯に1枚ずつということで配

らせていただいたものでございます。

また、在勤者も購入できるということにいたしましたので、町内の各企業、それから施設、そういうところにも郵送で実施のお知らせを別にさせていただきました。

また、防災行政無線でも発売前に放送させていただきましたし、町のホームページにも掲載をさせていただきましたところでは。

あともう一つ、商品券の販売前に取扱店の募集もさせていただきましたので、この募集のチラシを町内の新聞折り込みにも入れさせていただきましたので、事業者しか見ないかもしれませんが、ここでもプレミアム商品券の事業が行われるということを知っていただけたのかなと思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） やっぱり自治会に入っていないような人は、そういう方も直接、うちは知らないみたいな感じで言う人もおりましたので。

それでは、町の負担についてですけれども、職員の方が土日、休日変更して出ていただいたり、また、警備だったり広報活動だったり、また印刷とかのぼり旗とか、たくさんの諸経費とかもかかっているかなと。先ほどちょっとあれしていただいた部分もあるかと思っておりますけれども、諸経費については総額がどれくらいなのか、また、町からどの程度の支出が、出ていないなら出ていなくてもよろしいんですけれども、出ているようでしたらちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、この事業で町の負担でございますけれども、町の負担といたしますと、商工会から、先ほども申し上げましたけれども、町職員の協力要請がありましたので、販売当日の土日に42人ほど延べ人数で出勤しておりますので、そのときの休日出勤になりますけれども、時間外または半日代休ということで処理してございます。時間外につきましては、概算ですけれども、15万円程度であったかなと思えます。

それから、諸経費の総額でございますけれども、商品券の印刷とかのぼり旗、または換金手数料など、いろいろありますけれども、全部で512万5,000円かかっております。これは国の交付金で全て賄われております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、今回、役場と商工会議所で販売して、買いに来てくれた人に販売するというような方法をとっているわけですが、特に足の不自由な方とか高齢者、また身体障害者の方とか、そういった方が買えないというようなお声があったのかどうか、また、そのあたりの配慮についてはどのようにされたのか、お聞かせいただければ。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ただいまのご質問ですけれども、確かに販売の前に町にも数件、高齢で行けないとか、体が不自由だということで、行けないだけでもというお問い合わせはありました。今回の販売は1世帯で3セットまでということですので、家族の方、代表でどなたかが購入できますので、家族の方で来られませんかというお話もさせていただきました。

また、一人住まいの方もいらっしゃると思いますので、そういう方は、身内の方の購入でも、購入申込書を持ってきていただいて、また身分の証明できるものを持ってきていただいて、購入できますということでご案内をさせていただいております。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 数件問い合わせがあったという、その数件の方たちは皆さん大丈夫だったということですね。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） お問い合わせのあった方は、その後、買えませんでしたということはありませんでしたので、買っていただけたのかなと思っております。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） では確認はしてないということで、こういう方たちだって、お徳感があるから、自分の体はちょっときかなくても欲しいとかと思われている方たちもたくさんいるかとも思いますので、そういうところは民生委員さんとかにお願いするなり、そういうことでやっていただけたらいいのではないかなみたいなふうにも私は思いましたので、そういう方が漏れちゃうとちょっとあれなので、その辺またよろしくお願ひしたいと思います。

次なんですけれども、プレミアム商品券につきましては、現場で本人確認はできるでしょうけれども、その人が2回買ったとか、また毎日来ていたとか、そういうチェックはできていたのか。また、多くの方に買っていただくというのが今回の趣旨だったというふうに聞いておりますので、重複して買った方はいなかったのかどうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、答弁させていただきます。

重複がなかったかということでございますけれども、購入券はチラシの下のほうに印刷されているということになっております。この購入申込書は切り離す形で、当日購入のときに持ってきていただくという形になっておりました。先ほども申し上げましたけれども、1世帯で3セットまで購入ということで、重複がないように、チラシは、先ほど言ったように区長さんにより配布いたしまして、1世帯1枚しかいっておりません。そういうことで、購入申込書には世帯主名も記入する欄があります。そして、購入の際は購入者の運転免許証等の身分がわかるものを提示していただいて、世帯主と同じ住所かどうか、同じお住まいかどうかというのを確認させていただいたところです。

それから、6月29日月曜日から、売れ残ったと言っていいんでしょうか、商工会のほうでまた販売を続けた

んですけれども、その際にも、世帯で1度購入されていれば購入できませんということをお伝えしてから、相手のほうに販売をしているという確認もとっております。そういうことで、商工会からは重複はなかったということで聞いております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 最終的に完売はできたんでしょうか。何度も防災行政無線で言っていたという経緯もありますし、私も町民の皆さんからいろいろお聞きされるような事態にもなりますので、教えていただければありがたく思いますので、よろしく願います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 最終的に完売できたのかというご質問でございます。

昨年の6月27日土曜日と28日日曜日に販売をいたしまして、28日日曜日には残りが出たということでございます。残セットがあった場合は、引き続き商工会で販売するとチラシに記載しておりましたので、引き続き月曜日から商工会で販売を続けていただきました。その結果、7月6日月曜日に予定しておりました3,800セット、全部で3,800でございますけれども、完売となったところでございます。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、先ほどアンケートのことをちょっとお聞きしましたけれども、アンケート調査結果をもう少し具体的にお話ししていただければありがたいです。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） アンケートの調査結果でございますけれども、まず利用者の属性といたしまして、主に50代以上の男女が大半を、購入された方ですけれども、占めていたという状況でございます。また、購入の特徴でございますけれども、加工品や化粧品、衣類、電化製品が多いという状況でございます。また、購入されたところすけれども、ドラッグストアやホームセンター、コンビニが額の大半を占めているという状況でございます。

アンケートの中には、先ほど冒頭に申し上げました、商品券の入手がきっかけとなって新たに消費に結びついた額というアンケートもとらせていただきましたので、それが先ほど申し上げた新たに消費に結びついた額は1,086万4,000円だと、そういうアンケートの結果にもなっております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

来年4月から消費税が10%に上がると言われておりましたけれども、安倍総理が2年半後にということで、それが延びたわけですけれども、今いろいろご説明があったように、経済効果があったということなので、また実施していただければありがたいというような、そういうお声もたくさんありますけれども、町としてはど

のように考えているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） プレミアム商品券を継続する考えはということでございますけれども、今回のプレミアム商品券の事業でございますけれども、4,000円のプレミアムをつけて実施させていただきました。事業といたしますとどのくらいかかるかといいますと、プレミアム分で4,000円ですから約1,500万円ほどかかります。それから、先ほどご質問がありましたけれども、諸経費、商品券の印刷等などの経費が約500万かかります。そうしますと2,000万の事業費が必要となってくるわけでございます。そういうことを考えますと、町の財政負担も限られた予算の中でありますので、なかなか厳しいところもございます。

また、町とすれば、ほかにも町民サービスをするということで優先する事業もあると思いますので、この事業を継続するという事はなかなか難しいかなと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○1 1番（丸島なか君） なかなか難しいということで、町では11月3日に毎年フェスティバルを行っておりますけれども、そのときに商工会が主催で抽せん会というのをやっているわけですが、そのようなときに補助するのも一つの考えかなとも思います。町としてはこの事業に50万ほど助成しているということですが、そのほかに、買い物をした方に少し上乘せをされるとか、例えば500円券で1枚抽せん券がいただけで、2,500円の買い物をすると5枚で1回の抽せんができると、そういうふうな決まりになっているということなんですけれども、例えば2,000円買うと1回できるようにするとか、こういう町民の皆様に対してはお得感があるかなという、そういうふうな思いもありますので、こういうことはいかがなものか、ちょっとお考えをお聞かせいただければありがたいです。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 11月3日のフェスティバルのときに商工会で抽せん会を行っております。そのときの抽せんに関してでございますけれども、今申されたとおり、抽せんは、5枚の券で1回のくじ引きができるというような仕組みになっております。そうしますと、500円で1枚もらえますから2,500円の購入が必要ということになります。それを例えば2,000円で1回に抽せんができないとか、そういうことになろうかと思っておりますけれども、そうしますと抽せんの回数が多分ふえてくるのかなというふうには思います。そうしますと商品の数がふえるということになろうかと思っております。そこでやはり事業費がふえていくことにもつながっていくのかなということも考えられます。

また、抽せんの数がふえますと、11月3日もかなり行列になっているかなと思いますけれども、さらに行列ができてしまって、その辺で、商工会の皆さんが対応ができるかどうかというところにもつながってくるのかなということが考えられます。

そういうことを全体的に考えて、事業主体が商工会の事業でございますので、町としても要望として商工会のほうに伝えさせていただきたいと思っております。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

このプレミアム商品券は主婦からの高い評価を集めて、サンケイリビング新聞社主催の第22回助かりました大賞で金賞を受賞したということで、主婦の声として、行ったことのない店に行ってみたり、欲しかったものを買ったりと気持ちがわくわくした。また、家計的にも助かりました、また、夫や子供たちも買い物に興味を持ってきて家族で話題になり楽しかったなど、喜びの声が寄せられているわけですが、長南町は還元率が99.6%ということで、郡内で1位だったということもお聞きをしました。

町内の皆さんも、大型商店もないし、買い物もするところがないなど、いろいろそういうマイナス面のお話も聞いておりますけれども、やはり長南の皆さんは、長南町を愛しているんだということがこのあれでよくわかりました。商店街を活性化させ、地域経済を元気にする成功事例を一過性に終わらせないで、中長期的な視野に立って継続をさせていただき、景気の底上げにつなげていただきたいと思います。よろしく願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次の2点目の食品ロス削減に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで見受けられるということで、農林水産省によると、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの4割近い632万トンが食品ロスと推計されているということです。

私が聞いたところによりますと、おにぎりに置きかえると、毎日、日本中の家庭から1人当たり1個ないし2個のおにぎりが捨てられている計算になるということだそうです。実際に家庭から出される生ごみの中には手つかず食品が2割もあり、さらにその4分の1は、賞味期限前にもかかわらず捨てられているという調査結果もあるということで、レストラン等の飲食店においても、客が残した料理、特に野菜とか穀類が食品ロスとなっているということで、特に宴会とか結婚披露宴、宿泊施設で提供した料理の食べ残し割合が約10から15%程度となっているということで、一般の食堂、レストランの約3%程度よりも大きくなっているということをお聞きしております。

また、既に先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われており、長野県松本市は、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は、自席で食事を楽しむ30・10運動を進めているそうです。また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取って生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名とのこと。国連は、2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択しております。

そこで、本町においても、まずは学校や幼稚園、保育所など教育施設における学校給食や食育・環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると思います。

また、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店等における飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めることが重要であると考えますが、いかがお考えでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） ご質問の食品ロスの削減についての取り組みが重要だということですが、それについてお答えしたいと思います。

家庭や飲食店等の食品ロスの削減は、まず一人一人が大切な食べ物を無駄なく消費し、環境面や家計面にプラスになることの意識づくりが大切であると考えております。まず初めに、政府広報等で掲載されています食品ロスの状況や削減の広報を町の広報紙や町のホームページで紹介をいたしまして、まずは意識の向上を図ってまいりたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 町の実態として、学校給食とか保育所給食の食品ロスの実態をわかる範囲でお答えしていただきたいと思っております。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

給食所長、中村義貞君。

○給食所長（中村義貞君） それでは、丸島議員さんの質問にお答えします。

学校給食につきましては、文部科学省の学校給食実施基準に基づき、栄養士の管理のもと、おいしい給食の提供を心がけ、児童・生徒に対しましては提供している給食を残さず食べていただきたいと考えております。さらに、町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、子供たちの健やかな成長を促す給食の提供ということで、小・中学校の児童・生徒に対して食育の推進を図りながら、子供たちの健やかな健康を促すため残さず食べてもらえる給食を目指すとし、学校給食の残菜割合の平成31年度までの目標数値を10%以下と設定しております。これが食品ロスの削減につながる最もふさわしい取り組みと考えて、給食所一丸となって努力しております。

また、学校にも残さず食べてもらえるように指導していただいております。今後もそのような考えで給食をつくり、提供してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、私のほうから保育所の給食についてご説明申し上げます。

保育所の給食につきましても、管理栄養士の管理のもと、園児の成長に合わせた栄養バランスと分量を考え、適量な提供をしておりますので、食品ロスはありません。

今後も、食べ残しのないよう、栄養のバランスのとれたおいしい給食の提供に努めてまいります次第です。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 私が聞き漏らしたかどうか、学校給食のほうはロスはないでしょうか。

○議長（板倉正勝君） 給食所長、中村義貞君。

○給食所長（中村義貞君） ロスではないと思っておりますけれども、残菜が10%程度あります。それを考えますとロスと言えないではないかと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。学校給食や保育所のほうはほとんどないということで、安心しました。

それでは次に移りたいと思います。

本町の災害備蓄食品については、3,000食分ほど備蓄しているということですが、今まではどのようにしてきたのかお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 災害備蓄食品の関係でございますけれども、毎年防災訓練を実施しておりまして、参加者が数百人ございます。したがって、その際に、消費期限内の食料品、水を配布しておりまして、また、過去には公民館事業において防災に関する出前講座も実施しました。その際にもそういった試食品を配布したことがございます。過去のものについては、残菜というようなもの、食品ロスはございませんでした。今後も同様に防災訓練等の際に提供をしていきたいと考えております。

なお、例えば防災訓練等が中止になって食品が余ったというようなことが今後出てくるかもわかりませんが、その際は、丸島議員さんの言われたフードバンク、その辺も視野に入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

消費期限後に廃棄してきたのかと心配をしましたが、防災訓練のときに使用しているということで安心しました。また、3,000食分もあるということで、これが一気に賞味期限が切れるということではないと思っております。今、課長がおっしゃったように、まだ未使用の備蓄品については有効活用の観点から、消費期限が6カ月前ぐらいまででしたら、フードバンク等へ寄附をするということも検討するのでもいいのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

また、食品ロスに関する消費者の認知度というのは、これは2014年1月に調べた結果なんですけれども、この問題、食品ロスのことについて知っている方が約6割ということで、知らない方も4割ぐらいいるということなんですけれども、さらに、食品ロスを削減するために取り組んでいることについては、賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか食べられないか判断をする。また、残さずに食べる、また、冷凍保存を活用する等が多く挙げられていて、食品ロス問題について知っている人のほうが、食品ロスを削減するために取り組んでいる割合も高いことがわかっているということで、このような結果からも、消費者一人一人が自ら食品ロスについて学んで、日常生活の中で行動に移していくことが非常に大切だというふうに思います。

また、町内にはホテルとかレストランとかという大型のはありませんけれども、やはり各家庭が非常に大事になってくると思います。食品ロスの約半分というのは家庭から発生しているということですので、実際に食品を購入して食べている消費者を抜きにして食品ロスの削減は望めないと思っておりますので、消費者が食品ロス削減に対する認識を深められるような普及啓発が必要ですので、消費者向けの普及啓発として啓発パンフレット

の配布、また長南広報への掲載、また、ホームページなどへ配信等をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開につきましては3時15分を予定しております。

(午後 2時58分)

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時15分)

---

◇ 岩 瀬 康 陽 君

○議長（板倉正勝君） 次に、1番、岩瀬康陽君。

[1番 岩瀬康陽君質問席]

○1番（岩瀬康陽君） 1番議員の岩瀬でございます。

執行部の皆様におかれましては、早朝から答弁等で大変お疲れのことと思いますけれども、私が本定例会最後の質問者でございますので、皆さんの気力を振り絞って、しかも私の意に沿うような答弁をぜひお願いできればと思います。

今回、私は、町の活性化と自主財源の確保、そういう観点から質問させていただきたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、高速バスについて質問をさせていただきます。

千葉県では、高速道路網の整備の進展によりまして、県内から県内、また県内から県外、東京とか神奈川を結ぶ高速バス路線が多数運行されております。

また、過日の新聞報道によりますと、今、千葉県の中で元気があります木更津市、こちらにまた新たなバスターミナルが供用を開始しております。これは金田地区なんですけれども、金田地区というのは、プレミアムアウトレットとか、これからまた新たな遊戯施設もできるそうです。そういう中に、今までの羽田空港とか東京駅の路線に加えまして、品川とか横浜方面のバス路線を新たに新設すると、そういうことらしいです。

木更津市は、現在、千葉県の中でも若者の移住・定住、そういうものがふえておりまして、県内の自治体でも数少ない人口増加、また、大型店舗等の進出が顕著な自治体でございます。そして、木更津市は、この新たな高速バス路線の開通により、今の商圈よりもっと広い地域、そういうものから買い物客、また観光客を呼び込んで、さらなるまちの活性化を図っていく、そういう計画を持っていると自分は考えております。

このように、高速道路の沿線の自治体におきましては、高速道路網を観光客の誘致または産業の振興等、そういうものに活用することで、地域、要は長南町の競争力、そういうものの向上を図っていくこと、これが非常に重要な観点ではないかと自分は考えております。

本町におきましても、現在、3つのバス事業者によりまして、圏央道を利用しました2路線の高速バスが共同運行されているところであります。運行の歴史といえますか、順番とでもいえますか、そういうものを顧み

ますと、当初は、圏央道の木更津ジャンクションから木更津東インターチェンジ間の供用開始に伴いまして、平成12年12月に茂原駅から笠森、それから上総牛久駅を経由しまして圏央道に入り、羽田空港を結ぶ路線が運行されております。そして、平成15年には横浜駅まで延長されて現在に至っていると。さらに現在では、茂原駅から東京駅間の路線も運行を開始しておりまして、本町や長柄とか茂原、そういう近隣の市町村の住民の交通利便性の向上に寄与していると考えております。

しかしながら、残念なことに、本高速バスの運行が、平成25年4月に圏央道の茂原長南インターチェンジの供用開始によりまして、この茂原長南インターチェンジから圏央道を利用する運行経路に変更されてしまいました。この変更によりまして、それまで運行経路にあった笠森停留所が廃止されまして、茂原長南インターチェンジ近くの国道409号沿線に長南駐車場が整備されるとともに、新たな停留所が設置されて、現在、供用されております。そのために、笠森の停留所から至近距離にありました町営の笠森霊園の墓参者、また笠森観音堂の参詣者、そういう方々の交通利便性が著しく低下することになっております。

ちなみに、笠森霊園使用者のうち、本高速バスの利用が考えられる主な自治体といたしましては、東京、神奈川、そして埼玉、この3団体が考えられます。私が調べましたところ、この自治体の墓園の使用者は約4,890人、全体使用者の約50%、半数以上を占めていると、そういう結果が出てきました。

笠森霊園も昭和53年の開設以来、既に38年が経過して、墓参者等も高齢化によりまして、交通弱者が次第に増加してきておるのが現状であります。使用者からは、以前は短時間で、しかも直通で墓参りができて便利だったが、今は路線バスの乗りかえや移動手段の変更、JR等をお使いになるんでしょうけれども、多くの時間を要し、大変な思いをして墓参りに来ているんだよと、何とかそれで運行経路をもとに戻して、笠森停留所を復活していただきたいな、笠森観音参詣者ともども切に切望されていると、私は関係者の方から伺っております。

このように、高齢化が進展しますと交通弱者が増加してまいります。また、現在、若者の車離れが日本の社会的な傾向になっていることを鑑みますと、本笠森霊園の存続、また、霊園使用者の交通利便性の向上及び本町の名刹である笠森観音への観光客の誘致、これを進めるためにも、運行経路の復元による笠森停留所の復活が本町の将来を考えた場合の観光施策の中では不可欠ではないかと思慮されるところであります。

そこで伺います。平成25年の高速バスの運行経路変更に伴いまして、バス事業者は道路運送法に基づき関係者と協議して、国に変更申請を行っていると思いますけれども、町はその協議に参加したのでしょうか。また、参加したのならばどのような意見を述べたのか、お聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、岩瀬議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

この関係につきまして、岩瀬議員さんのほうでお話があったとおり、平成25年4月に圏央道東金ジャンクションから木更津東インターチェンジ開通に伴いまして、従来からあった旧道の409、茂原駅から羽田空港・横浜駅間を運行していた高速バスの運行ルートが変更されたところでございます。そのときに本町においては笠森停留所が廃止されまして、茂原長南インターチェンジ近くの千田地先に長南駐車場と、停留所が新設されたところでございます。また、1日当たりの便数につきましても、12便から14便へと2便増量されました。その

ときにあわせて茂原・東京間の路線も新設され、いわゆるルート変更が1本、新設が1本というような形で、都市を結ぶ交通ネットワークというものが一層充実されたところでございます。

この運行経路の変更に伴いまして、町が協議に参加したかということなんですけれども、これについては協議そのものには参加してございません。軽微な変更というような形で意見を具申したというようなことでございます。それにつきましては、平成24年12月、当時高速バスを運行しておりました小湊鐵道株式会社、京浜急行バス株式会社から国への申請手続の、いわゆる共同運行でございますので、そういったところから依頼があったところでございます。

町といたしましては、そのときに、茂原長南インターチェンジを通る経路に変更していただければ、旅客の所要時間が大幅に短縮され、利便性が非常に高まると。多くの町民の皆様方の向上につながるものというような意見を申し添えまして、運行业者2社に既に対しまして経路変更の要望を平成24年12月にいたしましたところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） 意見具申をしたということで、今の内容を聞いていますと、高速の長南インターから乗ったほうが時間が短縮されて町民の利便性が高まると、そのような内容に聞こえましたけれども、確かに時間的な短縮にはなります。ただ、自分が先ほども一番最初に言ったことは、時間だけじゃないんです。この高速道路網というのは、先ほど申した中で、町の活性化とか地域振興に非常につながるんです。そういう中で、町民の、例えば東京まで通う時間が多少短くなったから利便性が高まったからいいんだ、そういう問題ではないと自分は思います。

なぜそのときに、次にとっておきたいんですけれども、長南町で、はっきり言って観光地と呼べるところはどこにあると考えていますか。自分は笠森の地元ですから地元をよく見ています。そういう中で、今の言葉の中で、単に時間が短縮できたから利便性が高まったからいいんだと、そういう将来展望を考えないような意見で、はっきり言っていないんでしょうか。単なるその理由で停留所が廃止されて、今後とも復活できない、これは非常に町にとって自分はマイナスではないかと考えます。あそこにはバス停まで当時設置していただいて、今も残っております。そういう中で、なぜそういう簡単な意見書で済んでしまったのか、自分はちょっと納得いかないんですけれども、再度お答えできればと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今のご質問なんですけれども、単純に時間的な短縮だけで廃止するのはどうかという趣旨だと思います。これは2番目の質問のほうにも関係してきますけれども、高速バスというふうな定義を国交省のほうにも確認しましたところ、高速バスというような定義は法律にもどこにも書いてございません。一般的な高速バスというのは、よくご案内のとおり、都市間から都市間、あるいは東京から大阪の夜行バスだとか観光地、そういったところを結ぶ、ほかの代替の交通手段である、JRだとかそういったものに比べますと賃金が比較的廉価、安いと。それと夜間バスだとか、要は時間的な短縮というものをまず第一に事業者は考えていると。

事業者は、当然、バス路線を開業するには事業採算ベースというものを念頭に考えます。どうしても民間事業者として経営していかななくてはならないということで、高速バスの意義は何ぞやというふうに考えた場合、民間事業者からは、都市間を結ぶ交通をいかに安く、いかに時間を短くというのが第一義的な主義でございますので、そういったことを念頭に高速バスというのを捉えるというふうに確認をいたしております。

それと、今、岩瀬議員さんがおっしゃったとおり、長南町の観光地、当然、笠森観音、場所的には非常に有名でございます。したがって、そういったものも違った観点から、野見金山あるいは今後関連する渡辺辰五郎記念館、そういった地方版総合戦略の中で、違った角度からまた考えていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） それでは、今の質問はまた後にいたします。

続きまして、国は、先ほども話してはいたけれども、成長戦略の一つとして、2020年東京オリンピックのときには、インバウンドを、訪日外国人ですけれども、4,000万人にするんだという目標を掲げています。千葉県におきましても、調べましたら、平成26年、外国人の宿泊数約181万人だそうです。この外国人観光客による旅行の消費額、これは今では国や自治体の経済に大きな効果をもたらしているんです。

本町は、先ほども申しましたとおり、圏央道によりまして、近いうちには羽田、成田両国際空港を短時間で連絡できる好立地にあります。先ほども申しましたとおり、町活性化のためには、この高速道路網の効果、これを確実に取り込んでいただきたい。必要があるんですよ、これ。

昨年度策定しました町の総合戦略、これにも観光産業の振興を掲げております。その中に、平成31年には50万人の観光客数を目標としているんです。この目標を達成するためにも、本町一の名刹である観光施設でもある笠森観音、これを基本に有効活用すべきではないのでしょうか。

くどいようですが、圏央道、10年以内には大栄ジャンクションが東関道と接続されまして、本当に成田・羽田、この空港間の高速バスの運行が実現されます。そうすることによって国内外からの観光客等によるさらなる経済効果、これもやはり期待できるんですよ。だめだ、だめだと思っていたら何もできません。やっぱり将来を見据えた中で取り組んでいく、これが必要だと思います。

いろいろと確かに、外国人とかインバウンドとか観光客がふえますとか、さまざまな社会インフラ、そういう未整備がございますので非常に問題があると思いますけれども、こういう高速バスの停留所1つ設置することによってかなりの経済効果を見出せる、また、見出しがいかなきゃいけない、そういうことを考えていく必要があると思います。そういう中でも、やはり停留所の復活というのは考えていくべきではないかと自分は考えております。

そこで再度伺います。町も観光振興を考えているのであれば、逃がした魚は昔から大きいと言いますが、本当に自分はそうやって思っていますか。そういう面からもチャレンジしていかなきゃいけないんですよ。この町は、先ほどもいろいろと問題が出ていました。自主財源は非常に乏しいです。自主財源を確保する施策を皆さんで打っていかなきゃいけないんじゃないですか。目先にとらわれず、やっぱり将来のことも考えた中で、これは有効だからやっつけていこうよとか、そういう気持ちにぜひなっていきたいと私は思います。

そこで再度伺います。ぜひこれは事業者さんとかけ合って復活していただけないでしょうか。答弁願います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 岩瀬議員さんのご質問の2番目の中で、どうしても笠森停留所を復活すべきではないかということでございますけれども、笠森停留所と高速バスの関係なんですけれども、高速バスを運行しているのは民間の事業者でございます。民間の事業者が一般的に高速バス路線及び停留所の設置箇所を検討するときには、事業採算ベース、それと時間的競争力の確保というものを第一義的に考えます。このバス路線におきましても、当然、事業者側のほうではニーズ把握、調査等を行って、事業採算性が従来のバス路線よりも見合うと判断され、バス路線が変更されたものと推測いたします。

一方で、そういった旅客が減少することにより事業採算がとれなくなり、バス路線について運行便数を減らすというような場合もございます。時間的な競争力という点では、バス路線の起点と終点、茂原・横浜・東京となり、バス事業者はこの区間の移動区間を最短とするために高速道路上をできる限り走行する。それで、バス停の数につきましては必要最小限、バス停の設置箇所というのは高速道路上及びインターチェンジ周辺というものを基本的に考えるものと思われまます。

このようなことから、仮に笠森停留所を復活させるためには、バス事業者がそういったニーズを把握し、調査、そういった観点から事業の採算性がとれるのかとれないのか、あったとしても、今現在、運行便数を減らしている点や、一度変更した路線の認可はなかなか容易なものではないというようなことで伺っております。したがって、町としては、高速バスの意義や趣旨そのものを最大限に現実的に尊重する立場から、笠森停留所を復活させることはなかなか厳しいものと思っております。

なお、もう1点の町の活性化につきましては、高速バスを利用して云々というような岩瀬議員さんのご提案は、一つの手法だというふうに私は認識しております。私は、今この現実的な考えの中で、笠森観音というものをうまく結びつけるために、高速バスそのものと結びつけるのではなく、違った角度から結びつけていきたい。

今回たまたま、地域公共交通網形成計画というものを今年度新たに予算をいただきまして、今までの任意の交通総合連携計画から交通網形成計画という形での法定計画として計画いたしております。その中においても、今回の上位の法律改正になりまして、その中には、今言ったような観光資源あるいは町づくり全体、どうなのか、いわゆる観光振興等を地域戦略の一体として確保しなさいと、あらゆる地域公共交通の総合的な公共交通ネットワークの形成を捉えるというのを主眼に掲げておりますので、そういった中で検討していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） 地域公共交通という言葉が出てきましたので、それならば、高速バスが今、10路線あるんですか、12あるんですか。その中で、笠森方面に来る路線バスとの待ち合わせの時間をちょっと調べてみました。待ち合わせの時間が非常に長いということで、一番最短が3分というやつがあるんです。3分だと恐らく乗れないでしょうから、これは除外しましたけれども、最短で45分ですか。それで最長で2時間33分、ほと

んどが1時間後半から2時間ぐらいの連絡になっております。先ほども地域公共交通ということが出ましたけれども、そういう中で、この辺の路線バスとの待ち合わせ時間の整合を図ることが可能でしょうか。

またもう1点、町にはデマンドと巡回バスがございます。巡回バスにつきましては2台ですか、走っておりますけれども、その巡回バスを長南停留所から活用して主要な観光名所を回る、そういうことを検討することができるでしょうか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、岩瀬議員さんがまさしくおっしゃったとおり、地域公共交通網形成計画、これについては、たしか平成26年に上位法が改正されて、先ほど申し上げたとおり、観光と一体となった町づくり、当然、総合交通ネットワークですから、あらゆるものを一体的に考えて計画を立てるという形になっておりますので、高速バスと既定の路線バスの整合性、あるいは今ある巡回バスをどういうふうに結びつけていくのか、そういったものは当然考えていかななくてはならないというふうに考えております。

ただし、今現在、巡回バスにつきましては、今度の小中一貫校、一緒になって、巡回バスに乗っている方の半分は小学生というような中で、今度スクールバスが導入されますと、大分この巡回バスの利用価値というのは下がってくるのかなという印象を受けます。

そういった中で、巡回バスは、前回も平成24年度、デマンド交通を、乗り合いタクシーを入れたときにも、廃止するかどうかという俎上に巡回バスの存続が上がったわけなんですけれども、今回もまたいろいろな財政面、費用対効果、そういったタイミング、しかしながら、今日も朝、副町長といろいろ話して、今後この1年かけて検討していくわけですけれども、巡回バスのあり方をどうしようかと、廃止なのかこのまま存続なのか、そういったのがまず根本にあって、続けていくのであれば、今言ったような、さらに一步上のステージ、段階で、岩瀬議員さんがおっしゃったような関係も当然考え合わせながら検討していかなくてはいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

〔「待ち時間の整合性は」と言う人あり〕

○企画政策課長（田中英司君） 先ほど冒頭申し上げたとおり、一緒にそれも考えていきたいというふうに考えております。あらゆる交通体系ということは、全ての交通手段のものについて検討していかなければいけないというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） 地域公共交通、いい言葉ですよ。自分は地域公共交通の委員でもありましたから、内容はある程度わかります。確かに今、地方においては公共交通は非常に衰退しております。公共交通が衰退すると、やっぱりその町は非常に元気がなくなります。私も委員のときに盛んにその辺は強調しました。でも、残念なことにイタチごっこでなかなか思うようには進みません。非常に残念ではありましたが、今のよう結果が生じてきたことは私も非常に残念だと思っています。

先ほど検討していくと言われているんですけど、バスの待ち合わせの時間ぐらいというのは、事業者さ

んのほうにお願いして早急に是正は、改正はできないんですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 四、五日前に小湊鐵道バスさんと会う機会がございました。そういった中で、うちのほうからこういった高速バスについて、今、たまたま岩瀬議員さんのお話が出ていたので、こういったことはどうですかねとちょっと打診をしてみました。そうしましたら、やはり高速バスというのは、先ほど言ったとおり、事業の採算ベース、そういったものが合わない民間事業者としてはなかなか厳しいと。

現実問題、平成25年に、今までの既存のルートと茂原・東京間が新設されたんですけども、当初、茂原・東京間については便数が13便あったんですけども、ちょうど平成26年、始まった翌年の7月に、ルートは今の笠森とは違いますが、新設の茂原・東京区間なんですけれども、13便あったものが7便に変更されちゃっているんです。ということは、まだ茂原・羽田空港、横浜のほう結構うまく利潤が、採算がとれているのかなという形で存続されていると思うんですけども、そのときに、向こうの打診としては、恐らく茂原・東京間もそれにあわせて多分新ルートをふやしたと思います。

このルートにつきましては、ただ単純に小湊さんが減らしたわけではないんです。当然、JR、鉄道との競争になりますので、時間帯をどうしたのかということで、ちょっと私、調べたんですけども、ビジネスの関係で、今、JRで茂原から東京の早朝便は何時かということで、特急あかしおで6時10分、これが特急便の始発でございます。帰りはどうなのかというと、JRでは10時01分が最終の東京発になっております。

それを見据えて、バス事業者さんはどうやって生き抜けばいいのかということ、うまいぐあいにこの時間帯を競争から避けるというような形で、茂原発は早朝の4時45分、これが第1便の時間帯でございます。東京駅には6時17分に着くというような、すき間産業ではないですけども、そういったところを狙って採算をとっていると。帰りは、10時01分なんですけれども、深夜便につきましては10時35分、これは1時間ちょっと早いんですけども、茂原駅から東京の朝はそうなんですけれども、帰りは11時に東京駅発で、茂原には零時25分というような形になってございます。要は、早朝も深夜もそれぞれ、1時間早く、帰りは1時間遅くというような形で、何とかお客さんの獲得を狙っているというような企業努力をしているというようなことがうかがえます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） いろいろと調べたみたいですから、その辺については納得します。

それでは、復活が非常に難しいという話を再三されております。町長にちょっとお聞きしたいんですけども、町長もなられて2年経過しております。現町長のときには笠森停留所はもうなかったと思いますけれども、町長としては、高速バスのバス停留所の設置または高速バスの活用、この辺をどのように考えているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 高速バスについては、今、担当のほうから詳細についての説明があったと思うんですが、

高速バスは起点から終点までの時間が勝負だというふうに思っているんです。というのは、茂原が起点で、終点が横浜あるいは東京ということになると、ここから笠森を経由して長南インターに乗ると、あるいは鶴舞インターに乗るとということになると、やはり二、三十分は余計にかかってしまう。朝晩の20分、30分というのは非常に貴重な時間なので、恐らくそういうことになると茂原から乗る人も考えてしまうことになると思います。したがって、高速バスの意義は、やはり時間が勝負だというふうに思っております。

そういった中で、今回、笠森停留所が、長南インターができたことによって廃止になったというような話です。もし笠森停留所を起点とするのであれば、今、言った笠森停留所から長南のインターに乗って、横浜あるいは東京ということも考えられますけれども、果たして起点となる得るかどうかというのは非常に微妙な問題。そうすると、どこを巻き込んでいくかといったら、市原のほうの利用者の多いところと結んでいくしかない。もし笠森停留所を復活させるのであれば、そのくらいのところを調査していくしかない。それも朝晩1便ぐらいしかないのかなと。

そういう検討はできないことはないと思います、これから。ですけれども、市原の実態もあるので、これもなかなか厳しいことではあります。ですけれども、先ほど岩瀬議員さんのほうからおっしゃっていますように、笠森観音、唯一の長南町の観光名所ですので、できるだけ公共交通機関の確保ということは、やっぱりやっていかななくてはいけないということで、そういう研究はさせますけれども、右から左はいかないと。

じゃ何が必要かという、やはり公共交通機関をもう少し長南町においても整備していかなければならないだろうと。公共交通機関が整備されていないと町はどんどん衰退していくよという話でした。逆に衰退していくから公共交通機関がどんどん減っていくのか、これはどっちがどうなのかというのはよくわかりませんが、とにかく町に人がふえて、それは定住でもそうですし、流動でもそうなんですけれども、とにかく人がふえて、こういう路線バスを使ってもらおうということが一番大事なわけなんですけれども、そういう状況に今、長南町はないということなので、そのところから少しずつ変えていかないといけないのかなというふうに思っています。

いずれにしても、今の路線、公共交通機関は、町としても何とかバス会社のほうにお願いして、不採算路線であったとしても、できるだけこの路線は確保していきたいという思いでありまして、そのような努力は今後もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） 町長から少し私の考えに近いようなお話いただきましたので、これから最後に要望だけにとどめますけれども、ぜひ町長、確かに時間的な問題もございます。でもやはり、事によると、高速バスによりましてこの町は化けるかもしれません。そういうことも踏まえた中で、例えば、今10便あるバス路線の中で、一番利便性の高い便だけでも停留させるとか、公共交通の関係もありますけれども、巡回バスや路線バス、それとの待ち合わせ時間の整合、そういうものを早急に取り組んでいって、ぜひ、長南町って来てみると意外と公共交通が接続やなんかもよくて非常に便利だなと、そういう町に観光客が思えるよう、そんな町をぜひ職員一丸となってつくってってください。

以上で私の質問……

〔「巡回バスのことをもっと言えよ」と言う人あり〕

- 1番（岩瀬康陽君） 今、巡回バスのことがありましたけれども、巡回バスにつきまして戻しますと、巡回バスは今、長南地区は午前中の2便だけですよね。あとはたしか西が午前午後、東も午前午後、豊栄が長南と同じですね。そういう中で、先ほども申しましたけれども、路線バスがなかなか乗り合わせの時間が難しいのであれば、巡回バスをなるべく活用して待ち時間を減らせる、そういうふうな施策をぜひ打っていただきたい。
- 先ほども、公共交通の委員会とかございますから、それにはかけなきゃいけないと言っているんですけども、ぜひかけて、もし路線バスがJRの発車時刻との兼ね合いがあるのであれば、巡回バスだけでも早急にその辺を調整を図って、観光客との利便性を高めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

- 企画政策課長（田中英司君） 今、最後に、要望からまた巡回バス云々という話なんですけれども、巡回バスそのものは、恐らく単一の行政区域の中での動きというのが基本にあると思います。しかしながら、先ほど町長が言っていましたとおり、長南町は鉄道がないというような形で、やはりどうしても足が路線バス、高速バスあるいはデマンドタクシー、そういったものに絞られてくるんですけれども、それを、ある意味、官官連携といいますか、そういった中で話し合う機会が、先ほど町長の答弁がございましたとおり、そういった意味合いからもまた声かけ等もする中で、そこら辺のところを具体的にどういうふうに進められるかというのも、その検討項目の中に入れて、地域公共交通活性化協議会の中で思案していきたいと、もんでいきたいというふうを考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（板倉正勝君） 岩瀬康陽君。

- 1番（岩瀬康陽君） それでは、前向きに本当に考えてください。ぜひ実行あるのみですからお願いいたします。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。どうもご苦労さまでした。

- 議長（板倉正勝君） これで、1番、岩瀬康陽君の一般質問は終わりました。

- 
- 議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日16日は、議案調査等のため休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

明日16日は、議案調査等のため休会とすることに決定しました。

---

### ◎散会の宣告

- 議長（板倉正勝君） 17日は、午後1時半から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時00分)